

平成22年 3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	三宮十五郎	13番	渡邊昶
-----	-------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村上勝美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服部正治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美	民 生 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長	佐野隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石川敏彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三輪真士
教 育 部 次 長	山田英夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水野進
監 査 委 員 事 務 局 長	加藤重幸	総 務 課 長	佐藤勝義
人 事 秘 書 課 長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
健 康 推 進 課 長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介 護 高 齡 課 長	松川保博	児 童 課 長	鯖戸善弘

総合福祉センター
所 長 伊 藤 薫
都市計画課長 竹 川 彰
下水道課長 橋 村 正 則
図書館長 伊 藤 秀 泰

十四山総合福祉
センター所長 佐 野 隆
商工労政課長 服 部 保 巳
教育課長 服 部 忠 昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 忠
書 記 岩 田 繁 樹

書 記 横 山 和 久

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 皆さん、おはようございます。

13番 渡邊昶でございますが、議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

私は、今回、これから始めようとする問題について、タイトルは2問通告させていただいております。その中身は、制度についていろいろお尋ねしたいと思っておりますけど、件名は、「新政権になり、いまだ先行き不透明な中での新年度事業の実施について」というタイトルでございます。

現在の景気動向は、弱いながらも一部下げどまりの兆しが見えるようになってきましたが、自民党中心の政権から民主党中心へとかわり、先行きが非常に不透明な状況の中での行政の運営になるわけでございます。そうした中で私は、補助事業を含め新年度事業を実施しなければならないということで心配をしておるわけでございます。そこで、前政権時に事業採択を受け、きょう現在継続して進めてきている公共下水道事業、それから農水の関係になりますが、農業集落排水事業について、まずお尋ねいたします。

この二つの事業は、前年度同様の補助内容で事業を進めることができるかどうかということが心配です。それで、まずその内容についてお尋ねいたします。そして、これらの事業は4月から即実施される事業であって、その担当の方々に、まず制度についてお尋ねしたいというふうに考えております。そして最後に、市長の方から総括して所見をお尋ねしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） それでは、渡邊議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、さきの行政刷新会議の事業仕分け

で、財源を地方に移譲した上で、地方の判断によって行うとされております。国におきまして、社会資本整備や幹線事業の効果を一層高め、幅広い事業を一体的に支援するために、既存の補助金、交付金、これらを統合して新たな交付金制度を創設して対応するとしております。公共下水道事業所管の国土交通省からは（仮称）社会資本整備総合交付金、農業集落排水事業所管の農林水産省からは（仮称）農山漁村地域整備交付金として交付されると聞いております。しかしながら、その具体的な内容はまだ示されておられません。今後、詳しい内容が示されましたら、県とも十分協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 事業としては前政権から続き、新政権になっても継続するというところで、なお細かい詳細については新しく進める政府によって制度が確立し、多少内容については変わろうと私は思います。

そこで、なぜ今回この公共下水道事業並びに農業集落排水事業について尋ねるかといいますのは、これらの事業というのは補助事業として進めてきておるわけでございます。これは、市の予算も非常に多く必要とする補助事業です。新政権では、今お話があったように、各市町が行う基幹事業や社会資本整備については、今まで個々に補助金がついておったわけです。これが一転変わって、今までの補助体系を廃止して、社会資本整備総合交付金制度を創設するというを言っておると同時に、今現在ではもう閣議では決定されておるわけです。現在、国会においてはいろんな内容で議論されており、これが全部終わらん限り、恐らく細かい指示は出ないだろうとは思いますが、1月14日、中日新聞でもこの内容を掲載しておりました。また、愛知県においても説明をしております。関連する社会資本整備、基幹事業の効果を一層高めるためには、一体的に支援をする使い勝手のいいお金にしてあげますよということをおっしゃっていただいておりますが、今までは補助金であった。これが、名前が変わって交付金になるわけです。補助金と交付金というのは、内容は似たような格好になりますが、多少違いがございます。それで、私ども市町に対して、「非常に自由度の高い、使いやすい、使い勝手のいい」という文言で我々のところに知らされておりますが、実際その内容についてはどのように聞いておみえになるか、わかれば教えていただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） この交付金制度につきましては、具体的な制度設計がまだ示されておられませんので、安易には評価できません。今後詳しい内容がわかり次第、十分に検討してみたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 詳しい内容を出せというのも無理かもしれませんが、いずれにおい

ても、デスクにおいてはいろんなことをキャッチして、それで間違いのないように進めていただきたいというふうに私は思います。

だが、問題点があると思います。というのは、創意工夫が生かされ、非常にいいというふれ込みであるわけですが、事業を実施する私ども弥富市等においても、使い方に多少問題が出てくるのではないかなとも思います。というのは、今までは1対1で補助金が来ておったわけですが、いろんなものと絡み合わせて、全体でこれだけ上げますから、あなたの方でいいように使ってくださいというふうにも受け取れるわけですが、そうなる、複数の事業が重なった場合は、私ども弥富市においては、その事業の振り分け選定というのが非常に難しい問題も絡んでくるのではないかなあと私は思い、そして先ほどお話を聞きましたように、事業振り分けの中でいろいろ見直しがあったということでございます。

農水省系統では、非常に土地改良関連の事業の補助金をカットしてきております。弥富市の中で農水省の事業は、私の住んでおる東部地区が最後の箇所になって今事業は進んでおるわけです。私どもの地域の住民の皆さんは、市長が受益者負担は15万円だよということで全部通知されて、先日、納付書も配付されてきたわけですが、この補助金の組み合わせが変われば受益者負担も変わるんじゃないかねという質問を受けるわけですが、だが、今、私はその内容について細かくお答えすることもできませんので心配をしておるわけですが、できるだけ決めたスタートの内容で事業実施をしていただきたいというふうに考えておるわけですが。

それから公共下水の関係も、実際は国費と市町村費、要は二つを抱き合わせることで事業費が賄われるわけですが、県は全然ないということ。

それから、また戻りますが、集排については県費の補助金があるわけですが、先日1月の新聞紙上では、愛知県も土地改良事業の予算は51%カットで予算策定をしておる状況でありますので、非常に厳しいなあとというふうに思います。農水省の中でも、土地改良関係だけが非常に多く切られておるわけです。水産関係だとか他の部門については、おおむね従来どおりの格好についておるのではないかなあと私は思うわけですが、この動向については非常に厳しいものがあるように思いますので、今後担当する皆さんにおかれましても、よく協議・検討して、市民の皆さんに負担のかからんように、負担が従来と同じような格好でいけるように努力がしていただきたいと思います。それで、地方にとって自由度の高い交付金であるということですが、その対応というのは非常に大変であると私は考えるわけで、よく熟慮して事を進めていただくことを要望して、この内容についてはここでとめさせていただきます。ありがとうございました。

次に、新政権の目玉である農業者戸別所得補償制度についてお尋ねしたいと思います。

この事業も、4月1日が来ますと即事業が実施されるわけですが、それで、まず最

初に、農業者戸別所得補償制度を実施する目的についてお聞きしたいと思います。よろしく  
お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、渡邊議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の戸別所得補償モデル対策につきましては、二つの事業がセットになっております。  
この二つの事業は4月からスタートするわけでございますが、まず一つ目といたしましては  
米のモデル事業、いわゆる米の戸別所得補償モデル事業でございます。二つ目として自給率  
向上事業、水田利活用自給力向上事業でございます。目的でございますが、農業者の減少、  
高齢化、農業所得の激減の危機的状況でございます。そこで自給率の向上を図るとともに、  
農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々の将来に向けて明るい展望を持っていただき、  
生きていける環境づくりを行っていく目的でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、目的について説明いただきました。いずれにおいても非常に厳  
しい農業の現状、それについて、今までは生産調整ということで減反政策、米はこれだけつ  
くるんだという制度だったと私は思います。減反のときは、政策に対して協力しなんだ人  
についてはペナルティー等もあったように聞いております。今回は、米の生産数量目標に即し  
て生産を行った農家に対して補償するという制度で、内容は似ておるが、言葉じりが全然違  
うわけでございます。今までは、これだけはつくるなど。米以外の農産物をつくることによ  
って水田利用しなさいという制度だったわけです。今回は、これだけは米をつくりなさいと  
いう制度で、そのつくった米に対しては補償しましょうという制度であるように思います。  
今課長が言われたように、ねらいは、自給率向上のための水田農業にてこ入れをするんだよ  
と言っており、自給率向上のポイントとなる麦・大豆、そして飼料用の米だとか米粉だとか、  
いろんなものにわかりやすく助成体系を持ってきて、そして生産の拡大を図るんだよとい  
うことを言っておると。そして、米に対して補てんする対策セットであるというふうに私は思  
います。

それで、今説明の中で、課長の説明は違うわけではございませんが、これはいろいろなよ  
り方があって、いろいろ考えられるというふうに思うわけでございます。そこで、対象とな  
る農家は、生産調整での目的達成地域か、私ども弥富市全体の農家が対象になるか、教えて  
ください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 対象でございますが、今回の米の戸別所得補償モデ  
ル事業の交付金につきましては、生産数量目標の米のモデル事業でございます。生産調整

を達成された個人の方に支払われます。ただ、農業者間の調整、または集落間の調整が認められておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 生産調整に今まで協力できなかったとか、協力していないという農家もあろうと思います。そういう農家の皆さんはどのようにになりますか。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今まで達成されなかった方については、今回の事業につきましては個人に交付されるという観念から、そういったのを廃止させていただいて、新たにこういった事業に参加をしていただくということが目的でございますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） それでは、突っ込んで内容について一つお尋ねしたいと思います。

対象農家というのは今お聞きしたとおりで、収穫した米等を販売することになると思います。なおかつ、営農組織の中で個人で耕作する人、集団もしくは団体に耕作する人等があると思います。販売農家というのはどういう人を言うのか。また、集落営農ということがありますが、集落営農はどのような組織のどのような内容のものか、一つ教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 最初に販売農家の方でございますが、この方は、水稻共済の加入者であれば販売農家ということにみなされます。また、集落営農につきましては、集落で規約または代表者を定めていただきまして、米の生産・販売について共同で販売・経理を行う方について対象となります。なお、交付申請の際には構成農家名簿の提出が必要となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 販売農家の方々は共済加入がまず原則になるようですが、水稻共済というのは、人間でいうと生命保険みたいなものだと思います。要は、農産物の救済を共済加入によって救い上げていただくということになって、これは、農業者自体が各個人の考え方で、人間と一緒に、生命保険に加入するか、せんかは自由だと思うんです。それで、未加入者であっても農業者とみなしていただけるかどうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） この共済の未加入者の方につきましては、今回の制度につきましては、あくまでも主食用米をつくっていただける方につきましては加入していただくというのが条件になりますので、未加入者である方につきましては今回の交付金の対象となりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） わかりました。

次に、主食米をつくることになるわけですが、これには「生産数量目標」という言葉があると思うんです。それで、生産数量目標に即した生産とはどういうことを意味しておるか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 生産目標に即した生産とは、米の生産数量目標の範囲におきまして主食用米の作付を行っていることとなっておりますので、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 食料用の米を生産するわけですが、恐らく国の方から私どもの市長のところへ、弥富市の生産数量の目標面積が来ておると私は思います。それで、その面積に対して農業者が米の作付をして、収穫を上げるということになると思うんですが、その生産数量目標というのは、22年度と申しますか、今やっておる事業でどれほどございますか。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 平成22年度産の農業者別の生産数量目標の設定は、国から愛知県へ、愛知県から弥富市へ配分がされておりまして、面積換算で言いますと1,150ヘクタール、約6,072トンでございます。これが通知をされまして、農業者の水田割に準じまして案分をさせていただいております。今回の米の生産目標面積につきましては、65%の配分をさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 目標面積は1,150ヘクタール、約6,000トンということですが、弥富市の総面積から言うと、弥富市は1,654ヘクタールが農地の田んぼだと思います。そこから1,150を引くと、500町歩が米をつけなくて、ほかの作物をつけることによって農村の用地を守るということになる。これが転作の面積になると思いますが、ずばり500町歩が転作ということにはならないと思いますけど、いずれにおいても、これらの500町歩に該当するものは、やはり麦・大豆で対応していくことになるかと私は思います。そういう場合、今まで生産調整に協力してやってきたんだよと。だが、協力していなかった人も見えると。今の話だと、協力していない人は入らないというふうに私は受け取ったわけですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

13番（渡邊 昶君） わかりました。

次に、米をつくる、麦をつくるという体系になっておるわけですが、今、私どもこの地域において、麦をつくった後に水稻を作付することは可能だと思ふんです。これがどうなるかということをお尋ねしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 先ほどの質問につきましては、交付金の対象となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） そういう場合、米の補助金と麦の補助金をいただくことはできますか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 麦と水稻との組み合わせであれば、二毛作の助成の対象となります。定額部分の1万5,000円と二毛作の助成の1万5,000円が対象となります。ただし、麦は転作の麦になりませんので、10アール当たり3万5,000円というものの対象にはなりません、先ほど言いました1万5,000円の二毛作ということでの対象となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 片方で、両方もらうことはできないということですね。わかりました。

次に、営農組織をつくった場合、集落営農で事を進めるわけですが、これには恐らく規約を定めないかんだらうと思ひます。決め事を決めないかんと思ふ。面積等について要件があるか、それから構成農家についても戸数で要件がございますか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 集落営農の面積要件についてでございますが、これについての要件面積はございません。それと、対象農家につきましては、構成農家の戸数が2戸以上ということで限定をされております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 米の消費の関係で販売経路等いろいろあると思ひますが、集落営農の場合の戸数は複数、2戸以上の農家ということ、そして面積要件は3反でも5反でもいいんですか。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

13番（渡邊 昶君） それで、収穫した米を販売するという事になると思ひます。その場合、販売経路について要件があるかということと、農地の貸し借りが行われている農業

者もお見えになると思います。この場合、交付申請はどなたがどうやってやるか、わかれば教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 最初の販売経理につきましては、共同販売経理について、集落営農で取り組んでいただく作物の生産・販売に関する収支を管理していただく組織によりまして、代表者名義の口座を開設していただくことが要件になります。また、その写しで確認をさせていただきます。

2 問目の方の貸し借りでございますが、農地の貸借が行われているものにつきましてはの交付でございますが、今回のモデル対策の交付金は販売農家を対象としておりますので、基本的には、その作物の販売名義がある農家の方が申請していただくということになります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

1 3 番（渡邊 昶君） 賃貸借もしくは使用貸借の場合は、基本的には作物を販売する農家が原則として補助金をいただくということで結構ですね。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） そうです。

1 3 番（渡邊 昶君） わかりました。

今、内容について、私がちょっと思ったことでお尋ねしたわけでございますが、この事業が進むと、補償の申請から受け取りまでの事務的流れがあると思います。この流れについては、どのような流れで農業者の皆さん方は事務処理をすればいいか。複雑な流れになるのか、簡単にいけるのか、また事務等をどなたがどういうふうにして指導するのか、その内容についてわかれば教えていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 申請の流れでございますが、今回の交付金を受け取るためには、加入申請書、それから交付申請書などの提出が必要となります。また、交付金は、国から農業者に指定された口座に直接支払われますので、加入の申し込みにつきましては、4月から6月までに手続を行っていただくこととなります。また、交付金の支払いにつきましては、12月から3月ごろまでになるということ聞いております。また、事務につきましては、JAと連携のもとに水田協の方で確認をとらせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

1 3 番（渡邊 昶君） 今お聞きした推進体制ですが、国から県、県から市町村、市町村から販売農家と。そして、その間には申請確認だとかいろいろあるようですが、事務等については農協の協力をいただくということで、交付金については直接払いということがわかりま

したが、水面下では農協の協力をいただくということになるんですが、農協は表には上がってこないですね。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 水田協議会というのがございますので、そちらの方が窓口になります。

13番（渡邊 昶君） そうすると、水田協議会の中には、生産者団体だとか農協だとか、いろんな方々が入るわけですね。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

13番（渡邊 昶君） わかりました。

いずれにおいても、事務等も複雑になろうと思います。だから、4月1日から今言われたように6月末日をもって申請期間になるということですが、多分忙しい内容になろうと思います。だから、十分事務局においても、農業者の皆さんに手落ちのないように御指導をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、今ある麦・大豆の転作に関する補助金は、このまま続くというふうに考えてよろしいですか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 補助金でございますが、平成21年度の麦・大豆に対する補助金は、事業名が若干違いますが、産地確立交付金ということで10アール3万9,000円の支払いをさせていただきました。それとプラスいたしまして、市の単独補助金ということで10アール1万円が地権者に支払われました。今回の22年の事業で言いますと、水田利活用自給力向上事業につきましては、10アール当たり3万5,000円が担い手、いわゆるオペレーターの方に支払われ、なお市の単独補助金といたしましては、10アール1万円を地権者に支払う予定でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 内容は多少変わっていくということですが、従来体系の麦・大豆体系に対する転作の補助は続けていただけということと、転作の場合は転作補助金、それにプラス米の補助ということになるわけでございます。いずれにおいても、大変な作業が即4月1日から追っかけてくるわけでございます。新しく始まる制度であり、事業になるわけですので、本当に大変だろうとは思いますが、皆さん方におかれましては努力して、農家の皆さん方に落ちのないようにやっていただきたいと思います。

今、私が制度等についてお尋ねしたわけでございますが、市をあずかる市長さんとして、所見があればここでお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

渡邊議員からの御質問に対してお答え申し上げます。

御承知のように昨年の8月に新政権が誕生し、新政権によってさまざまな制度、あるいはモデル事業というのが打ち出されているわけでございます。平成22年度の国家予算は92.3兆円と、かつてない規模でございます。新政権のスローガンとしては、「コンクリートから人へ」、あるいは「国民の生活が第一」というスローガンのもとに、さまざまな制度が行われておるわけでございます。私たちも、一つ一つのこの制度設計を間違いなく国民に、あるいは地域の住民の皆様には伝えていかなきゃいかんという役割としての義務があるわけでございますので、一生懸命精査するところでございます。

大変大事なことでございますので、最初に御質問いただきました下水道事業につきまして、お話をさせていただきます。

昨年、私ども弥富市といたしましても、下水道条例を議員の皆様には採択いただき、海部地域3市5町の共同事業として、日光川の下流域下水道事業というのが開始されておるわけでございます。そして、いよいよこの3月21日には本管の通水式を行い、3月末から私どもとしては平島地区及び鍋田地区の一部で供用開始していく事業でございます。先ほど議員の方から、大変御心配だという御質問もいただいておりますが、私どもといたしましては、この海部地域全体といたしましてもこれからの事業でございます、下水道事業は。昨年、概算要求予算が発表されたときには、下水道事業として8,600億ほどあったわけでございます。そして、11月21日及び11月28日に、21日は、この9区の衆議院議員の先生に陳情申し上げ、11月28日には愛知県民主党県連の代表 伴野豊さんにも、この下水道事業に対する私たちの整備計画をお話しさせていただき、これからの事業ですからよろしくお願いたいという形で要望させていただいたところでございます。それから事業仕分けが行われて、この下水道事業は、財源は地方へ移譲し、地方で判断して実行していくということになっております。

そうした中で、今、私どもが理解しているこの下水道事業における予算といたしましては、社会資本整備総合交付金というのが国の方で2.2兆円含まれております。その中に必ずや組み込まれていると確信をしているわけでございます。しかしながら、最初の概算要求の段階でもそうございましたけれども、前年対比1割強を削減していくということが発表されております。私ども弥富市といたしましては、この公共下水道事業に対する予算は、お手元の予算でも示しておるとおり、昨年対比8.6%ほどの減額という形で組ませていただいております。これからの自然環境を守る、あるいは衛生環境を守っていくんだという強い信念のもとに、今後25年、30年という事業期間ではございますが、しっかりと海部地域一体となって進めていきたいと思っております。

また、農業集落排水事業におきましても、その補助金の交付においてはまだはっきりいた

しておりませんが、唯一残されております十四山東部地区における供用を26年に開始すべく、これから順次整備を進めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく御理解を賜りたいと思います。

また、土地改良事業についての御質問でございましたけれども、議員の御指摘のとおり、土地改良事業に対する予算は大幅に削減をされ、40%を切るような状況でございます。私たちの住む地域ということをもう少し御理解いただき、地方の整備がおくれているということをお理解いただきたいのが私の偽らざる気持ちであると同時に、住民の気持ちと一体となっているだろうというふうに思っております。海拔ゼロメートル地域に住む者の生活環境をしっかりと守っていくためには、いわゆる湛水防除事業である排水設備の改良であるとか、あるいは地盤沈下対策事業という形での、土地改良事業と一体となって進めていかなきゃならない。今、農山漁村の整備交付金が1,500億組まれておりますけれども、こちらの方の予算がいわゆる土地改良事業の予算に組み込まれるというふうにも伺っております。また、繰越金という形での予算もこの22年には使っていくという中で、全体の整備計画としては、土地改良事業といたしましては、私ども弥富市といたしましては82%の予算がついているというふうにお答え申し上げます。しかし、23年度以降が大変心配であるということでございますので、我々は、この地域の安心と安全を守るためにも、ぜひともこの事業は継続していかなくちゃならないという前提のもとに、これからも国の方へお願いをしていきたいと思っております。

そして、最後の御質問であります戸別所得補償のモデル政策でございますけれども、この制度につきましては大変わかりづらいところもあるわけでございます。弥富市といたしましては、1,150ヘクタールの水田に対して、おおむね1億6,000万の補償金が入るというふうに計算をしております。そうしたことが、しっかりと間違いのないように農家一人一人に対してということでございますので、やっていかなきゃいかん。現在は、東海農政局、あるいはJAさん、共済組合さんと一緒になって、私ども行政はそれぞれの地域の中で、この農家における所得補償のモデル政策について、今、説明会を開催しているところでございます。

その中で私が一番心配していることは、政府の言われる農家一戸一戸に対する直接給付ということでございますが、先ほど所管の課長からもお話をさせていただいており、今、弥富市は、多くの水田がオペレーター、担い手に任されておるわけでございます。1,150ヘクタールの中で60%強が担い手の農家に任されている。そうした中での今回の制度設計は、このモデルでは、すべて担い手の方にお金が支払われるところでございます。これは、農家一人一人に対しては少し違和感がある。そのことについて、私はオペレーターにも、あるいはJAさんにもお話をさせていただいておりますが、このモデルとして今組まれている10アール1万5,000円という金額をどのように配分するかということについては、やはり一考を

要するんではないかということをお願いしておるところでございます。やはり地主に少し還元されるべきだろうということが私の意見でございます。しかし、今現在決まっておりますので、これ以上申し上げることはできないと感じております。

この所得補償のモデルについては、いわゆる生産コストと販売価格との差を埋めていくということで、10アール1万5,000円というのが国の方からお示しをいただいておりますが、どうも米の販売価格は、昨年のお米にしても、1俵1万3,000円を大きく下回るであろうというふうにJAさんはおっしゃってみえます。米の価格がますます下落してくる。そうすると、今後このモデル事業の10アール当たり1万5,000円ではおぼつかなくなってくるということが容易に想定できるわけでございます。そうした状況の中で私は、国としてはしっかりと需要を喚起する、いわゆる米の需要をふやしていくという考え方を一方で持たないと、このモデル事業は行き詰まってしまうのではないかとこの危惧をいたしております。米の消費に対するさまざまな政策を、あるいはそこに補助金を使ってでも米の政策をもっとふやしていく、あるいは海外に対して米を売っていくということを国として考えていただきたい。来年は、花卉であるとか、あるいは畜産であるとか水産業であるとか、農林水産業に対するモデル事業が拡大をしていくというようなことも言われておるわけでございます。本当にこの事業がどれぐらいの原資が、いわゆる財政的な補助が必要かということをしかりと計算していただきながら進めていただかないと、短期で終わってしまうという危惧をするところでございます。

以上、渡邊議員に対していろんな角度からお話をさせていただきましたけれども、弥富市は農業振興地域でございます。皆さんの御理解をいただきながら、このモデル事業が円滑に進められるようお願い申し上げていきたいと、そんな気持ちでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、市長からいろいろお話を聞き、心強く思うわけでございますが、私は、資料というものは何もなしで、農協の皆さん方から聞いた資料だけで、いろいろ模索しながらわからんことを聞いていったわけでございます。これは必要な制度であるということで、飛び飛びになりましたが制度について教えていただいて、皆様と一緒に理解ができればなあというように思っております。

私は、下水の問題、集排の問題と、米の所得補償という2点についていろいろお聞きし、教えていただきましたが、この制度は、間違いなく22年度4月1日から実施されると。そこで、所得補償制度を見ていると、非常に農業政策を大きく転換させようとしているように思われます。特に私が心配するのは、米の価格が今以上に低下していくと予想されますので、私ども弥富市においても、農業政策についても真剣に対応を考えていかなければならないの

ではないかなあというふうにも思います。米の価格は間違いなく下がると思います。というのは、今までは限度数量で、全部政府買い上げとかいろんなものを買ってやったわけですが、今回1反1万5,000円の交付金がつくということで、個人栽培をしてもらった方々も見えるわけです。そして、個人で消費してもらった方も見えるわけです。だが、補助金をもらおうとすると、制度にのせて申請をし、そして市場に出すということになりますので、必ずオーバーすると思うんです。なれば、自然と価格が下がるというふうに私は私なりに考えるわけで、だから真剣に対応を考えていかなければならないだろうというふうに申しているわけでございます。この二つの制度に向けて今後は十分に協議し、なおかつ中身を検討して進めていただくことをお願いして、私の質問にかえさせていただきます。終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 開議して1時間近くなりますので、ここで暫時休憩をとります。11時5分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~  
午前10時55分 休憩
午前11時05分 再開
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清でございます。よろしくお願いいたします。

今回、一般質問につきまして2点通告がしてあります。1点目につきましては、市内中学校における部活動、スポーツ少年団等の活動のあり方についてであります。また、2点目につきましては、陳情・要望・苦情等への対応力の向上についてということで、2点通告がしてあります。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の市内中学校における部活動、スポーツ少年団の活動のあり方について質問をいたします。

今現在、市内中学校においてさまざまな部活動が行われています。野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、陸上競技の人気スポーツ、また柔道、剣道といった日本古来の伝統競技、これらの体育会系の運動部から、吹奏楽といった音楽、絵画などの芸術・文化・芸能クラブ活動が行われているのではないかと思います。また、小学生の児童を対象にしたスポーツ少年団も、野球や剣道などが活動を行っております。これらすべての活動が、児童・生徒の健全な成長に欠かせない活動の一つ、教育の一部としての機能を十分に果たしていることは言うまでもないことだと思います。しかし、個性の尊重、多様化したニーズ、時代の移り変わりとともに、教育の現場も日々それに対応していかなければなりません。野

球がやりたい、サッカーがしたい、楽器が演奏できるようになりたいと、児童・生徒たちはそれぞれ将来への夢や希望があり、プロのスポーツ選手になり、また全国大会に出たい、体力をつけたい、友達とともに一つの目標に向かって頑張りたいと活動に取り組んでいる児童・生徒の思いもそれぞれあるはずです。我々大人たちは、できることなら願いをかなえてあげたいと思うのが自然の流れではないでしょうか。行政としてどのようにしてその環境をつくってあげられるか、この努力の差が教育環境の差となって、学級崩壊、いじめ、登校拒否といった問題のあるなしにつながり、教育全体のレベル・価値となって評価されていくのだと思います。

特にスポーツの持つ力は偉大であり、例えば地元出身の生徒が甲子園に出場した、また地元の高校が甲子園に出場したとなれば市は活気づきます。ましてやオリンピック出場となれば、市を挙げての一大イベントになります。スポーツを通じて一つの団結力を生み出す力が最大の魅力であります。また、全国規模から見れば、弥富市はまだ規模の小さな市かもしれません。しかし、この市からプロ野球選手、陸上においてのジュニアチャンピオン、また正月のゴールデンタイムを飾る箱根駅伝、それぞれの道へと大きく羽ばたいていております。目の前の現実や状況を把握し、なおかつ全国や世界といったスケールの大きな視点で、市内中学校における部活動、スポーツ少年団の活動について、さまざまな質問をさせていただきたいと思います。学校教育に関連した質問であり、児童・生徒を持つ親の方々にとって、その一つ一つが大変注目される分野でもあります。前回12月議会において、私が校内の除草作業について質問をした際に、行政側から、それによって生徒の指導に問題があるようなないようなと、濁したようにも受けとめられるニュアンスの表現がありました。もし問題があるならあるで、きちんとは対応しなければならない、かなりデリケートな分野でもあります。子供たちの未来のかかった分野であるといっても過言ではありません。この点も十分に認識していただきまして、まず初めに、現在行われている活動の種類や状況、それぞれの活動の実績報告、児童・生徒の親の皆様からの意見・要望が寄せられているなら、支障のない範囲でお聞かせをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） それでは、まず最初に中学校の部活動について、最近の状況を御報告申し上げます。

まず弥富中学校でございますが、運動部で12種目、部員542名でございます。12種目といえますのは、ソフトテニス部、野球部、バレー部、サッカー部、ソフトボール部、バスケットボール部、卓球部、ハンドボール部、陸上部、剣道部、柔道部、なぎなた部、以上の12種目となっております。文化部につきましては3種目でございますが、部員が108名、3種目の明細ですが、吹奏楽部、情報処理部、美術部ということでございます。

続きまして、弥富北中学校の運動部でございますが、10種目で部員が410名でございます。弥富中学校と比較しますと、陸上部と柔道部がございません。文化部は2種目でございます。部員が42名。これも、弥富中学校と比較しますと情報処理部がございません。

次に、十四山中学校の運動部でございますが、5種目で部員が146名。この5種目は、バレーボール部、卓球部、野球部、ソフトボール部、バスケットボール部でございます。文化部につきましては、1種目で部員が12名となっておりますが、情報処理部のみでございます。なお、卓球部の男子につきましては、新年度から廃止の方向となっておりますと聞いております。

次に、各中学校のスポーツ大会の本年度の実績を申し上げます。

まず弥富中学校でございますが、陸上部の3年生、卒業してしまったわけですが、河室裕貴君が第36回全日本中学校陸上選手権大会200メートル走で第1位、100メートル走では第2位ということで、優秀な成績をおさめたところでございます。またサッカー部、それからハンドボール部の男子、バレーボール部の男子がそれぞれ海部地区大会で勝ちまして、西尾張地区大会に出場しまして、それにも勝ちまして、県大会に出場したところでございます。

続きまして弥富北中学校でございますが、剣道部男子が海部地区大会で勝ちまして、西尾張大会に出場したところでございます。

次に十四山中学校でございますが、ソフトボール部とバレーボール部の女子が、同様に海部地区大会で勝ちまして、西尾張大会に出場したところでございます。

次に、スポーツ少年団の活動状況を申し上げます。

弥富市のスポーツ少年団、これは白鳥学区、弥生学区、桜学区、十四山地区の4地区にございます。全部で8単位団となっております、団員数が254名となっております。種目につきましては、軟式野球、それからサッカー、ミニバスケットボール、バレーボールの4種目となっております。活動につきましては、主に土曜日・日曜日となっておりますが、それぞれ各少年団によって計画的に活動日が設定されております。

次に、要望や意見が寄せられているかという御質問でございますが、これにつきましては、過去に十四山中学校で、希望の部活がない部の創設をしてほしいとか、それから部活動がある他の中学校への通学希望があったというふうに聞いております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。細かく説明をしていただきまして、かなりいい成績で生徒たち、また児童たちが頑張っているという報告がありました。

要望の方で次の質問に行きたいと思っておりますけれども、いわゆる少年団で活動していて、生徒が中学生になったら学校が別々になって、垣根があるために違う部活に入ったり、部活がないから違う方向に行くという問題を提示して、質問させていただきます。

あくまで一つの例です。限定して質問しますと迷惑がかかるかもしれませんので、例えば

一つの例として、十四山中学校にはサッカー部がありません。仮にサッカー部を誕生させるとなれば、十四山中学校の生徒数からすれば、一つのチームとして成り立つまでの部員が集まるかどうかはわからないのが現状だと思います。仮に集まったとしても、現行のクラブの部員数に影響を与え、存続が危ぶまれる状況が安易に考えられます。しかし、あったら入りたいと思う生徒は多いと思います。ほかの中学校にはあるのに自分の中学校にはない活動について、生徒数の多い少ないという点だけで大きく左右されます。選択肢が多いか少ないか、これは大きな問題となっております。環境が違うことは大きな違いを生みます。同じ環境でも、ある分野ではプラスとなっても、違う分野ではマイナスとなり得る側面が共存しております。トータル的なことを考慮して最終的な判断を下してみえるとは思いますが、入りたい部活に入部できた児童・生徒は、その活動を通じて大きく成長をし、仕方なく入部した児童・生徒は、部活動が与えるプラスの影響度は雲泥の差となることと考えられます。学校教育、生徒・児童の成長にとって、環境が与える影響は大きいものがあります。

野球、サッカーの人気スポーツの部活動に所属する生徒を個別に見ても、甲子園、国立競技場の全国大会を目指して努力している部員、体力づくり、友達と皆で一つのものに打ち込みたいと頑張る部員、いろいろな部員が、一つの部活、一つのチームとして活動しています。全国大会など目指す部員はそれ相応の覚悟を持っており、それ相応の練習内容をこなすのを期待するはずで、それぞれ部活動に対する個別に求めるものが違うにもかかわらず、それぞれが同じ活動をこなしております。

本来、義務教育は平等に与えられなければならないものだと思います。我々行政に携わる者の学校教育に対する務めは、できる限り平等な環境をつくり出し、維持していくことではないでしょうか。目指す目標が違って分けても分け隔てなく対応することは、平等といえば平等になるでしょう。何を以て平等とするか、何を基準にするかで、平等とする形は変わってきます。しかし、その中心として絶対に忘れてならないものは、生徒・児童にとってプラスになるということです。そういった意味において、弥富市として最大限のものを有効活用し、学校単位、学区単位という従来からの基本を一度見直して、新しい形態へと変化させることが一つのきっかけになるのではないかと思います。この点について行政はどのように考えてみえるのか、質問をさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） それでは、学区を基本とした入部・入団の基準のあり方ということでございます。

まず、中学校の部活動でございますが、平成24年度から中学校新学習指導要領におきまして、学校教育活動の一環ということで記述されることになりました。部活動の意義でございますが、生徒の自主的・自発的な参加により行われることが前提となっており、スポーツや

文化及び科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。涵養というのは、水が自然にしみ込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てるということでございます。学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意し、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上、工夫を行うこととなっております。しかしながら、中学校での部活動を考えた場合、学校、いわゆる学区を越え、他の学校の生徒が、放課後、部活動のみ参加した場合に、いろいろな問題が予想されます。例えば通学校から部活動する学校へ通う経路の保険適用の箇所や、部活の練習は参加できるが部の公式な試合には参加ができないなど、いろいろな問題がございます。

さまざまな問題があるというふうには思っておりますが、当然、生徒一人一人の立場に立ちまして、市独自の取り組みができないのか、また何とかよい方向に導けないのか、一つ一つ問題点を取り上げ、解決ができるか検討してまいりたいと思います。先ほど言いましたように、練習は参加できても公式な試合には参加できないという問題につきましても、海部地区の中小学校体育連盟にも要望をしてみたいというふうに考えております。また、教育委員会や校長・教頭協議会の場におきましても、さまざまな角度から一度議論をしていただくようお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 平成24年度から中学校において新学習指導要領に変わるということで、さまざまな取り組みを変えていくということを海部地区の体育連盟の方に要望し、また教育委員会、校長・教頭協議会の中でこういった問題を一度議論していくという前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

続きまして、この指導者について弥富市がどのように考えてみえるかということを質問させていただきます。

弥富市が持つ能力を、最大限、有効活用してほしいと述べさせていただきました。能力の中には施設なども上げられておりますが、指導者もその要素の一つであります。指導者は、かなりの要素を占めるキーポイントであります。幸いにも、弥富市には指導者としての実績を大変残された方も見えます。そういった方なら、一度指導を受けてみたいと思う生徒や児童もいるはずで、何より、親の方々が安心して送り出せるのではないのでしょうか。中学校の部活動では、学校の教育活動の一部なのだからと先生方に押しつけるのも酷な話で、かなりの情熱がなければ、部活動の顧問・担当として生徒たちと向き合えないと思います。また、スポーツ少年団の指導に当たられてみえる方々も、他の団体の指導方法を参考にして、どんどん取り入れて指導されることと思います。指導者の方々も、生徒・児童にとって何が一番最善なのか、いろいろと苦労されておられるのではないのでしょうか。指導者同士の交流、

情報交換といったことは、指導者にとって、生徒・児童にとっても双方にプラスになる要素であり、いろいろな指導者からさまざまな角度でアドバイスを受けることは、成長するきっかけとなり得るものです。それぞれの活動に見合った適任者に指導をお願いすることも、必要不可欠な要素だと思います。指導者についてどのように弥富市は考えられておられますか、お答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 指導者についてでございますが、指導者につきましても、先ほど申し上げましたように、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携等の工夫をするということになっておりますので、それぞれ各学校の特色に応じまして、部活動の指導を学校以外の指導者や団体にゆだねるということも必要ではないかというふうに思っております。それぞれ地域の実情もございますが、適切な指導者や民間ボランティア等で学校の部活動に参加していただけるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 一生懸命考えてきた質問に対して、簡単に、前向きに環境づくりに努めていきますという答弁をいただきます。本当に一生懸命考えてきた質問に対して、いとも簡単に答えていただきましてありがとうございます。また、この問題につきまして、質問が終わりましたら市長の方から総括してコメントをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。陳情・要望・苦情等への対応力の向上について質問いたします。

昨今、さまざまな分野でガバナンスの向上が求められております。経営危機に伴う日本航空への公的資金の投入、トヨタのリコール問題といった問題の報道においても、「ガバナンス」という言葉が飛び交っております。今後、地方分権が進んでいく中で、透明性の高い自治体運営と市民とのパートナーシップ関係の構築は重要な要素となり、このこととガバナンスの向上は切っても切れない関係となります。ガバナンスの向上の意味合いにおいても、今回は市民とのパートナーシップ関係の構築に対し、質問をさせていただきます。

市民とのパートナーシップ関係の構築において大切なものは信頼関係であり、市民からの意見を真摯に受けとめ、ともに考えていくシステムを構築していくことにあると考えます。市民ニーズを把握し、行政運営に反映させるために、最大限の努力が必要であるわけです。市民からの意見は、さまざまな形で行政に届くのが現状であると思っております。陳情・要望・苦情、事によっては行政の不服申し立てや行政事件訴訟、オンブズマン制度といったものがあり、書面や口頭によるもの、行政の職員や我々のような議員に話に来られる方など、さまざま

まな形が考えられます。また、その内容も、環境や土木、その環境の中でも悪臭、騒音、水質汚染と多種多様になっております。このような状況が現実ではないでしょうか。

まず第1点目に、市民から市に寄せられる意見について、陳情や要望、苦情等の分類を問わず、一体全体どのような形式で、その内容の種類や件数などについて現状はどのようなものになっておるか、差し支えない範囲でお答えを願います。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。苦情・要望・陳情等の現状について、まず申し上げさせていただきます。

市民の皆様からの市政に対する御意見や御提案につきましては、郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより募集をしております。また、平成21年4月から市役所に意見箱を設置し、御提案や御意見を募集しております。加えて平成21年4月から、市民の皆さんと行政が力を合わせ、市民一人一人が生き生きと暮らす豊かで住みよいまちづくりを推進するために、まちづくり出前講座を実施しているところでございます。この出前講座につきましては、市民の皆さんの要請に応じまして、市の職員が講師としてそれぞれの学習の場に出向き、だれでも、いつでも、まちづくりに関する学習の機会を提供し、市民のまちづくりの意識と知識の向上に努めるものでございます。

御質問の御意見・要望・苦情等の件数につきましては、平成21年4月から22年2月までの間で申し上げさせていただきます。まず、メールで寄せられました件数といたしましては、要望24件、苦情5件、意見・提案25件、相談1件、質問47件、その他19件で、合計121件であります。次に、意見箱で寄せられました件数といたしましては、要望14件、苦情8件、意見・提案17件、質問1件、その他3件の合計43件でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

今、答弁いただきました中で「まちづくり出前講座」という言葉が出てまいりまして、21年4月、職員の力によって行われておると。この実績についての内容説明と、それから21年4月から22年2月までのメールで寄せられた121件の内容分析、部単位で結構であります。それから、意見箱で寄せられた43件の苦情、意見、提案、相談、質問、要望等々あると思えますけれども、部署単位で、できる範囲で結構でありますので、御報告をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） まず、まちづくり出前講座につきましてお答えをさせていただきます。

このまちづくり出前講座につきましては、現在38のメニューを用意してございます。10人以上のグループであれば、どなたでも私どもの方に申し出ていただければ市職員が出向くよ

うにさせていただいているものでございますけれども、この出前講座の要請につきましては、本年度は3件ございました。防災に関するものが2件、学校給食に関するものが1件でございます。

続きまして、メールで寄せられました苦情・要望等の件数を部単位で申し上げます。総務部39件、開発部32件、民生部29件、教育部21件、合計121件でございます。

続きまして、意見箱で寄せられました苦情・要望等の各部単位の件数でございますけれども、総務部20件、開発部5件、民生部11件、教育部7件、合計43件でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

こういった数字を分析していきますと、たまたま21年4月から22年2月の数字であります。これを1年通して分析し、2年、3年と積み重ねていきますと、弥富市における要望とか苦情、意見、提案などが、何月にはこういう苦情が多いとか、また年度末にはこういう要望が多いとか、それぞれデータ化されて絞り込まれてくると思います。ですから、ぜひこういった数字を統計的にまとめ上げていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

また、まちづくり出前講座ですけれども、3件と2件と1件、合計6件ですけれども、評判はどうですか。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 私の申し上げ方が悪かったかもわかりませんので、一つ訂正をさせていただきますけれども、出前講座の件数は3件でございます。内訳としまして、防災に関するものが2件、学校給食に関するものが1件でございますので、お願いしたいと思います。

それから、苦情・要望等の統計的なものに関しましては、私どもも苦情等々の内容の種類、件数について年間集計をしまして、ホームページ等々で公開をしていきたいと考えております。今後とも市民の皆様から暮らしの中で感じたこと、お気軽にお気づきの点などをお寄せいただきまして、御意見・御要望は今後の市政運営の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

講座の評判でございますけれども、学校給食等々に関しても非常によくわかったということで、好評な意見が寄せられております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） 一生懸命やっていただきまして、好評な意見であったということで、本当に喜ばしいことでございます。

次に、こういった問題を窓口で一元化させていただきたいという質問であります。

市に意見を寄せられる市民の方々の最大の望みは、すぐに対応してもらえることだと思います。特に苦情のようなケースは、適切な判断の対応が求められます。一番最悪なケースは、意見を届ける、それを受け付けてもらえるまでにも、たらい回しにされることです。役所内の組織や役割分担は細かくて複雑で、担当部署やと言われても、その担当部署がわかりづらい部分があります。意見を受け付けてもらっても、後日その回答を聞きに来て、関係部署との話し合いでなかなか結論を聞かれないと。思うようにスムーズに事が運べないことにいら立ちを感じることもあろうかと思えます。職員の方々は、自分の与えられた職務・役割を果たしておられます。組織上、なかなか結論が出ない結果になったとしても、市民の皆様は、組織体系の問題より、スムーズに結論を出してほしいと思うことが本音ではないでしょうか。そういった意味において、受け付けから回答までを行う窓口を一元化してみてはどうかと考えます。市民の皆様にとって、単純明快でわかりやすいのではないのでしょうか。

市役所人事配置の側面においても一定の効果をもたらすと考えます。この窓口の設定については、苦情処理担当の要素を大いに含んでおります。いわゆるクレーム対策であります。市役所を代表して頭を下げるのが仕事だと感じかねません。しかし、さまざまな分野の仕事が一つの窓口を集まってくることは、あらゆることに精通したオールラウンダーでなければ務まりません。特定の分野にすぐれたスペシャリストも必要ですが、組織を維持するためにはオールラウンダーも必ず必要となります。さまざまな人材育成・人材活用の一環としても、大いに役立つ部署となると考えます。さまざまな角度からお考えいただいた上で、こういった窓口の一元化についてどのようにお考えか、お答えを願います。また、その他の方法で行われているか、また考えられているものがあれば教えていただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 窓口の一元化についての御質問でございました。

私ども、先ほど申し上げましたような、お寄せいただきました意見・提案・苦情など、すべて人事秘書課において一括管理をしております。このいただきました意見・要望につきましては、関係部署が調査・検討を行いまして、すべて回答文を作成しておりまして、未回答は一件もございません。市長が確認後に、すべて回答をさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 大変嫌な立場で困られることもあると思えます。頑張っていたいただきたいと思います。

また、そういった問題の公開についての質問であります。

市民ニーズを把握し、行政運営に反映させることを目標に、現状を把握させていただき、私なりに考えた改善策につきましてお話をさせていただきました。把握することは知ること

であって、少なくとも我々のような政策形成に携わる職務の人間が市民ニーズを知らなければ反映させることもできません。陳情・要望・苦情といったものは市民のニーズを如実にあらわしたものであるため、大まかでも内容の種類や件数、その結果などをデータベース化して公開することは有意義なことと考えております。我々のような議員の立場で公開されたものを拝見すれば、今現在の市民ニーズは何なのか、それを判断材料とすることになるかと思えます。また、一般質問の参考にもなります。既に市が対応できているものなら、あえて一般質問をしなくてもよくなりますし、その分野の時間を他の内容に費やすことができるようになります。弥富市全体の政策形成能力は格段と向上すると確信できるものであります。我々議員には公開していただくことはありがたいことであり、市民の皆様にも還元できると考えます。このようなシステムの構築は、行政に対する救済機能、行政を監視する機能、公聴機能、行政相談機能を向上させるものであります。市民から届けられた意見をデータベース化して公開することについてどのように考えておみえになりますか、お聞かせを願います。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 陳情・要望・苦情などの公開についての御質問にお答えをさせていただきます。

内容の種類・件数等につきましては、年間集計をし、ホームページで公開していこうと思っております。また、市の基本的な政策などの策定の意思決定を行う前には、その策などの案と関係資料を公表し、案に対する意見を広く募集しているところでございます。意見の内容、御意見に対する市の考え方はすべて公開しておりますので、ホームページをまたごらんいただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） もう既にホームページ等でそういった内容のものを公開してみえるわけですね。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 物によって公開をさせていただいておりますので、苦情等に関しては、今後、種類・内容について公開をさせていただきますので、集計ができる3月末までお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。ちょっと形式が変わりましたが、物によってですけれども、その物によって隠された部分が我々は知りたいわけなのであって、公開されておる部分はいいいわけですよ。物によっての、その隠されたものが知りたくて質問を考えてきておるわけでありますので、よろしく願いをいたします。

2点の質問をさせていただきました。

先日の3月6日の中日新聞において、自治体の憲法について西尾張でも制定の動きとして、

本弥富市は検討中ということで尾張版に掲載されました。「パブリックコメント」とか今言葉が出ましたけれども、当然この問題においては、市民の意見提出制度とか、市民協働の考え方を打ち出す総合計画の中身を実現するための組織とか、いろいろ地方によって条例をつくることができるようになったわけでありまして、日本国憲法といっても我々にはわかりません。しかし、自治体の憲法となると、なおわかりづらい部分があるわけでありまして、私は、憲法については法律のための法律と解釈しております。難しい言葉で表現はできませんけれども、その憲法が自治体によってつくることができるとなれば、我々議員の一般質問に対して、職員の方々が先進地の事例によってという答弁をいただくわけでありまして、弥富市が素早く先進地になるきっかけになるかと思っております。そういったことも踏まえて、この2点の総括の答弁を市長に求めて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

まず、第1点目の中学生を中心とする部活動でございます。

教育というのは、御承知のように、さまざまな観点・局面からのアプローチがあるわけですが、よく私もそういう場におきましては、教育というのは家庭教育が今は大事です、あるいは行政が中心となってやる、あるいは地域の人たちに育てていただく社会教育も大事だ、そしてまた学校教育というのが一番中心であるということ、よくお話しさせていただきたくてでございます。学校教育の側面からしましても、さまざまな面があるわけですが、いじめの問題であったり、不登校の問題であったり、あるいは学力の問題であったり、そういった形のさまざまな局面があるわけですが、きょうは佐藤議員の方から、学校教育の中での部活動という局面からお話をいただきました。

私自身の中学校だとか高校時代には、自分の好きなスポーツに親しみ、多くの友人を得、そして多くのことを学んだ記憶があるわけですが、そうしたことが、今でも大事に持っている一つの自分自身の問題でもあろうかなあとっておるわけですが、私も、この間も十四山中学の卒業式にお邪魔したわけですが、十四山中学は、ことしの卒業生が51名でございました。そして、ことしの4月の入学生が約50名という話を聞きました。非常に少なくなっております。しかし、そうしたことの中において、自分はこんな部活をしたいという、スポーツであるとか、あるいは文化という形での興味をそれぞれ新しい入学生もお持ちだと思っております。そういうことを大切にしていかなきゃいかんと思うのは私だけではありません。教育に携わる者すべてがそう思っておるわけですが、しかし、いろんな制約等もあるわけですので、そういうことを少しでも弥富の教育委員会として、あるいは海部地区の学校のいろんな協議会、体育連盟の中でお話をさせていただきながら、しっかりと我々の意向を伝えていくということが大事だろうと思っております。ぜひそうい

った中で、自分の興味の持てるスポーツだとか文化ということが、その生徒の立場に立って一つ一つの問題点をクリアしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、ことしは4月10日に、あの世界的に有名なウィーンフィルハーモニー楽団が弥富に来ていただきます。これは、十四山東部小学校の校長先生が申し込みをいただき、それが実現したわけでございます。大変すばらしいことだと思っております。4月10日午前11時から十四山の体育館におきまして、ウィーンフィルハーモニー楽団のオーケストラが、全部ではございませんけれども、来ていただくことになりました。こういったことに対して私は、多くの児童・生徒にそのグローバルなオーケストラを勉強していただく、見ていただくことが、自分たちにとって非常に大きな教育にはなるだろうというふうに思っておりますので、この日にちを非常に大切にしていきたいと思っておるわけでございます。そんな形のもので大きくこれからも生徒の中に広がっていけばいいなあというふうに思っているところでございます。いろいろとまた教育委員会、あるいは議員の皆さんともども御意見をいただきながら、門戸の開放というか、生徒一人一人の思いを遂げていけるようにしていきたいと思っております。

二つ目でございますが、行政に対するさまざまな陳情・要望、あるいはクレーム等もあるわけでございますが、弥富市も合併して5年目になります。私も終始一貫して、行政・住民の一体感をさらにつくっていかなくやいかんということをお願いし、また住民の声を聞くようにさせていただいております。住民の声を聞くということと同時に、職員の意識改革も非常に大事だということを常々お話をさせていただいておりますし、また施政方針の中でも今回も述べさせていただいたとおりでございます。職員の窓口が、しっかりと住民・市民の皆様のお伺いに対して、イエス・ノーも含めまして、あるいは時間的な検討も含めまして、はっきりと言えるようにならなくやいかん。それだけ自信を持って対応していかなくやいかんということが今行政にも当然求められているし、大事なことであるわけでございます。あえて陳情・要望ということではなくて、住民の皆様の大変重要な意見・声という形で、私は時間の許す限りお約束をさせていただき、その声を聞くように努めております。その場でできることについては御返事申し上げ、できないことについては、こういう形で経費がかかりますから、時間的な問題もかかりますから、少し時間をいただきたいということでお話をさせていただいておるわけでございます。これからもたくさんの住民の皆様、市民の皆様の声を生かしながら、いわゆる行政と住民が一体となった協働の精神で行政を運営していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、まちづくり出前講座の問題につきましては、少しPRが足りないというような思いもございます。2年前に、これは制度として私どもとしては提案をさせていただいたことで

ございますので、もう少し頻度をもって出前講座ができるような形を今後は考えていきたい、そんな思いでございます。

また、自治基本条例の問題でございますが、これは、私が選挙のときに皆様にお約束した選挙公約の一つでもあります。昨年末、大木副市長ともこの相談をしまして、この平成22年、しっかりと時間をかけて自治基本条例を制定していくべく、検討していきたいと思っておる次第でございます。昨日の新聞紙上におきましても検討中とさせていただいたのは、その方向でございます。一定の案ができましたら、また議員の皆様にもお諮りを申し上げていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） それでは、お昼も近くなりましたので、暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~  
午前11時57分 休憩
午後1時00分 再開
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。

私は、通告に従いまして、二つの問題で質問をさせていただきます。

まず一つ目、安心して子育てができるように、ファミリー・サポート・センター事業について質問をいたします。

少子・高齢化、核家族化、育児不安や児童虐待の増加など、子供や家族を取り巻く環境が大きく変わる中で、平成15年7月制定の次世代育成支援対策推進法によって、次世代育成支援行動計画の前期が自治体でつくられました。今回、22年から26年までの後期計画が策定されました。計画の基本理念は、「子供の未来をはぐくむまち 弥富」として、弥富市に暮らすすべての子供が次の世代への大きな可能性を持ち、豊かで健やかな大人に成長することを目指すとしております。次世代育成計画アンケートの中で就学前児童の保護者は、現在は利用していないけれど今後利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービスの第1に病児・病後児保育、2番目に認可保育所の充実、3番目に一時保育、4番目に延長保育、5番目に今度事業が立ち上げられますファミリーサポートセンターを要望しておられます。

地域における子育て支援、保育サービス充実の一つとして、ファミリー・サポート・センター事業が4月から実施されることになりました。県下では既に多くの自治体で実施されていると聞いております。この事業は、仕事と子育ての両立を支援して、安心して子育てができるように、地域において育児の援助を受けたい者及び援助を行いたい者が会員となり、組

織化されて、会員相互によって援助活動を支援するというものでございます。弥富市のファミリー・サポート・センター事業の概要について、簡単に御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） では、早速、今の質問にお答えをさせていただきます。

ファミリー・サポート・センターの機能としましては、子育ての援助を受けたい者、それをこの要綱の中では利用会員と言っております。と、援助を行いたいという者、協力会員と言っておりますが、それぞれ会員登録をして、地域ぐるみで子育てを支援する仕組みでございます。言うなれば、いわゆる共助、地域でともに助け合う仕組み、支え合う仕組みをつくっていくというものでございます。その中を、要綱で定めたことで幾つかのポイントについて、具体的なことを紹介させていただきます。

まず、事務局につきましては、弥富市シルバー人材センターにお願いさせていただくという中で、弥富市シルバー人材センター十四山支所が十四山総合福祉センターの中にありますので、その中に事務局を置きます。

利用会員の条件ですが、まず利用会員につきましては、弥富市在住で生後8ヵ月から小学校6年生までの子供を持つ親ということになります。それから協力会員につきましては、弥富市在住で20歳以上の心身ともに健康な方。それで、利用会員と協力会員の両方を登録することも可能です。私は、このときは利用させてもらうが、協力できるときはさせていただくということで、そういうような登録も可能でございます。

具体的な援助活動としましては、保育所とか児童クラブへの送迎です。親にかわって送り迎えをする。あるいは、保護者が病気とか介護をしているときに、その間の子供の預かりをする。あるいは、保護者が冠婚葬祭とか買い物などのときの一時的な預かりをするなどとなっております。

あと利用時間と報酬につきましては、この要綱を定める中でも、愛知県下のファミリーサポートセンターの内容なども吟味して決めさせていただいております。平日の場合で午前7時から午後7時までの間で1時間当たり700円、それから午後7時から午後10時までが800円、土・日・祝日においては午前7時から午後7時までの間が800円、午後7時から午後10時までが900円というふうに定めております。あと詳細につきましては、最初はその金額なんです。30分を超えるとまた次の1時間分に上がるとか、2人目は半額にするとか、あるいは援助するときに伴うミルクとか、おやつ代とか、おむつ代があるならば、それは利用会員の方の負担になるとか、そういうことで定めております。

それから、一番やっぱり懸念されるのが、人の子を預かっていて、そのときの事故ということがあつたりしますもんで、そのことにつきましても、財団法人女性労働協会というところ

ろが定めている傷害保険、賠償責任保険の方に入っております。これにつきましては、全国的にそういう関係のファミリーサポートセンターが加入している保険でございます。

以上、大体概略の方を説明させていただきました。よろしくお願いいいたします。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ただいまお答えいただきました中で、2点について質問をしたいと思います。

一つは、先ほど御説明がありました保険の内容でございますが、例えば車で子供さんを預かって移送した場合の車両保険とか、そういうのはどうなっているのでしょうか。それから保険の内容ですが、協力会員さんが子供さんを車に乗せたり、手をつないで歩いたりして援助するわけですが、協力会員さん本人に対する保険とか子供さんに対する保険、もしけがをした場合、そういう中身はどのようになっておりますでしょうか。

それから、援助する場合の車のガソリン代とか交通費はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

まず保険内容につきましてですが、具体的には、協力する会員の傷害保険に入っております。それから、お子様の保険も入っております。それから、何かで賠償責任が伴う場合の、それも含めてすべて入る形で、シルバー人材センターの方で今準備しているというふうに聞いております。

あと移動中の車の件につきましては、基本的には、なるべく車を使わずに子供を預かるといことができれば一番望ましいというふうには考えていますが、必ずしもそうばかりではないときには協力会員の車を使うというのがあります、それに伴う事故につきましては、その車の持ち主の保険を適用ということで、全国的にそういう判断で進んでおるという現状でございます。それも承知の上で協力会員ということを登録していただくこととなります。

それから、お車代みたいな部分につきましては、基本的には、そういうことに伴う部分は利用会員の方が対応していくことになるんですが、少しほかの市町村のことも調べている中で伺っていたりしますと、そのときに現金でお金を払うと白タクのようになるということで、今では現金払いはしていないということでございます。そういうことも含めた上で、自分の車を出してやるということも了解のもとで車も提供しているというのが現状でございます、ただ、現金じゃない何らかの形でお礼をすることは相互の話し合いの中で進められるということもほかの市町村では伺っていますし、その部分の詳細につきましては、シルバー人材センターの方もそうしたほかの事例も含めながら今後また詰めていく部分があるかと、そのように理解しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 率直に言いまして、そうしますと車のガソリン代とかは出ないということ、自分持ちというか、協力会員さんの負担ということで考えてよろしいでしょうか。

それから、例えば車じゃなくて巡回バスを利用する場合もあると思うんですが、その場合、200円負担が要るということもありますが、こういった場合については、他の市町村の状況を見てみますと、バス代を利用者さんが負担するというふうなところもあるんですが、弥富市の場合はどのように考えておみえでしょうか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） まず、公共機関を使ってバス代ということにつきましては、それは利用する方の負担になります。

それから、車のガソリン代につきましてはですが、例えば津島市などで伺ったりしますと、その人の家まで迎えに行くところから、最後、送って行くところまでカウントしたりすると、実際預かっているときのプラスアルファがつかますもんで、それで全体で時間を考えていくことにして、1時間の単位になっていくもんで、そういうことで御理解いただきながらやっているというほかの市町村の事例もありますので、そういうのを含めながら、利用する方と協力する方が納得する線で、地域の助け合いということを念頭に置きながら対応していくという形になるかと考えておりますし、そのあたりの細部につきましては、またシルバー人材センターの方で今考えているところであると理解しております。その解釈の仕方について、市町村によっても対応の仕方がいろいろな形がありますもんで、基本的には車代は出せないけれども、そこに係る経費については、利用会員が協力会員に対応していくということでもんで、そういう原則に基づいて、相談をしながら進めているということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ちょっとわかりづらいんですけど、例えば公共交通を使った場合は、お願いした人が協力してくださる方に実費を払うというふうに考えてよろしいでしょうか。

それからガソリン代の件なんですが、利用会員さん、協力会員さんの話し合いでガソリン代等を負担していくというふうに考えてよろしいんでしょうか。今の話では、何かシルバー人材センターさんの方で基準をどうのこうのというふうなことがございましたので、この制度を立ち上げるについては、やはりそこら辺のところをはっきりして皆さんにお知らせした方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。私のとらえ方がちょっといけないのかもしれませんが、よろしくお願ひします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の件につきましては、安井議員が今言われましたように、実際に公共機関を使ってかかった分については利用会員の方が負担するというので、もし車を出

した場合、その分についてのガソリン代は現金では払えないもので、ほかの形で対応して、双方で納得してやっていくということで、言っていただいた見解のとおりでございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私が津島のファミサポセンターでお尋ねしましたときは、ガソリン代は基本的には出ないというふうに伺っておったんです。双方の話し合いで、現金はいけなから物でとか言いましたら、そういうふうな形は人によっていろいろになるものですから、そこら辺はやはりきちんとしていただいた方がトラブルにもならないのではないかと私は思いますが、その点はどうなんでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 自分自身も、今、津島市のものを念頭に置きながら話させていただいております。それで、先ほど話しましたように、迎えに行くところから、また送っていくところからカウントする形で、実際に動いている部分のプラスアルファがつくもので、それでお支払いするという含めて話をさせていただいたと思いますが、きょう突然のところ、シルバー人材センターとの確認もありますので、今のような形で説明をさせていただきましたもので、御理解いただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） その件について、後ほどで結構でございますので、シルバーの方の見解とかがはっきりしましたら、ぜひまた報告してください。

次の問題に移ります。

先ほど概要の説明も受けましたし、私も、ほかの自治体をお訪ねして、実際の状況など聞いてまいりました。それで、次の点について、市の御見解をお伺いしたいと思います。

まず一つ目です。近年、住民同士のつながりが希薄化している中で、地域社会全体で子供の成長を見守り、子育てを支えることは非常に大切なことではないかと思っております。それで、全国の自治体などでは、若い方の要望が強い病児保育とか病後児保育、一時保育、夜間保育など立ち上げているところは、人件費とか設備、その他のものも非常にかかっております。弥富市ではファミリー・サポート・センター事業を立ち上げているんですが、経済的な負担ができるだけ子育て世代にかからないようにすべきではないかと考えます。利用したい人は経済的負担が重くならないように、援助する人は大切な子供さんの命や安全に責任を持つ上で、一定の必要な報酬は保証されるべきではないかと思っております。それで、利用会員と協力会員が無理のないところでこの事業を支えていただくには、市がこの事業に応分の助成をすべきではないでしょうか。これについての御見解を求めたいと思っております。

あわせて二つ目の問題ですが、所得の低い人たちは、1時間700円、800円、時間によっては900円、これが3時間すると二千数百円とか、負担が重くなってまいります。所得の低い

人がこの事業を利用したいと思っても、経済的な負担が重く、利用できないということが考えられます。この点からも、市が支援の助成をすべきではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

来年度予算書を見ていただいてもおわかりのように、弥富市では委託料として540万円を組ませていただいております。その中ではファミリー・サポート・センターの方で新たに雇うアドバイザーというコーディネートする方の人件費とか、先ほど出ましたサポート中の事故などの保険代、あるいは協力会員の講習会なども開きます。そうした講習会の講師の謝礼、その他運営に伴うもろもろの経費を含めて考えております。

次に、低所得の方への対応ということなのですが、地域の助け合いの仕組みということで、利用者と協力者相互の間に成り立つものであって、その具体的な一つ一つに市が助成するというようなことは考えてはおりません。ただ、子ども手当というのが4月から始まります。そういうのをまた有効的に使っていただく中で、利用されるときにそういうのに充てていただければと思っております。市としては、先ほどの委託料の540万のような形で、仕組みを維持していくためにかかる経費などを支援させていただくということで、子育て支援サービスと考えております。御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今のお答えの中で、利用したい人、協力したいという方たちの負担というのが大変重いものになっております。子育て支援という事業でやっていくのですから、余り一方の負担を高くしますと一方が預けられないとか、片方を安くすると援助して下さる方がそれではだめと、両方のバランスというのが大変なんですね、この制度は。だから、540万円のアドバイザーの人件費と、それから講習料とか保険だけではなくて、やはりもう少し利用する人、それから援助する人への応分の支援というのが必要ではないかと思えます。それで、市として本当に弥富市の子供たちが健やかに育っていくように応援しているんだと胸を張って言えるように、そういうシステムをぜひつくっていただきたいと思うんですが、市長のお答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

先ほど私どもの所管から、ファミリーサポートシステムの制度につきまして御説明をさせていただいたところでございます。協力会員あるいは利用会員相互の共助という形でこの制度をお願いし、そしてシルバー人材センターに事務局を置き、シルバー人材センターの新しい一つの事業として、我々としてはそれをシルバー人材センターに委託していくものでござ

います。さまざまな子育て支援の一環の制度という形で御理解いただきたいと思っております。

今後の運用においては、さまざまな問題等も出てくるかと思っております。とにかく4月からまずスタートするというのが、私は基本として考えていきたい。最初から支援ありきということの、お話としてはわかるわけですが、この立ち上げをするためにも、540万円という委託料をさせていただいておるわけですが、そんなような中で、今後の検討課題にさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 立ち上げてみて、この点は改めるべきだとか、この点は伸ばしているとか、ほかの自治体のいい経験も取り入れながら、ぜひ、市長は検討課題と言われましたが、本当に困っている方が利用しやすい制度に盛り上げて、育てていただきたいと思います。次の質問に移ります。

事業の対象となる子供の範囲、先ほどお話にもございましたが、原則として、同居する生後8ヵ月から小学校6年生までの子供が対象になっております。なぜ生後8ヵ月なのでしょう。弥富市の保育所の入所が生後8ヵ月からという条件になっておりますが、これに合わされたのか、どうなのでしょう。それから、保護者の病気とか急な用事とか介護とかというのは、8ヵ月以上の子供の保護者だけが必要とするものではございません。赤ちゃんを持っていて病気になる事態もございます。お母さんが病気で、子供は3ヵ月くらいんだけど面倒を見ることできない、だれか助けてというSOSもございます。今、弥富市でも、よそから見え方が結構多くなっております。近くに親とか親戚とかお友達とか、ない方もおられます。そういう方たちのSOSをサポートできる制度にすべきではないかと思えます。

ちなみに、近隣の市町村の状況を見てみました。愛西市も津島市も蟹江町も、ゼロ歳から小学校6年生までの保護者を対象に預かっておられます。弥富市でもぜひ8ヵ月からと言わずに、ゼロ歳から小学校6年生までの方を対象の制度にさせていただきたいと思えますが、この点はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 答えさせていただきます。

基本的に、弥富市の子育てを考えるベースのところには、産休明けの親子のスキンシップを通して、児童の情緒の安定とか心豊かさを育てていく極めて大切な時期であり、そうしたことに親が責任を持って、主体的に子育てをしていくという考え方をバックアップすることで考えておって、その中で豊かな人間形成ができる子育て支援をしていくという考え方でございまして、8ヵ月からというふうに考えさせていただいて、それを判断するに当たり、先ほど言われた津島市とか愛西市、蟹江町なども実態を聞きました。そして、ほとんど

の場合が、保育所への送迎とか児童クラブへの送迎、塾への送迎というのが大半であったという実態も踏まえながら、まず立ち上げの段階では8ヵ月からということで考えたわけです。特に小さな子供さんの命を預かるということで、協力する会員においても、そういう負担のあるところで考えるならば、まず8ヵ月から考えていくのが妥当ということで、要綱などを作成させていただきました。御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 本当に子育てに困っておられる方を対象にしたのであれば、8ヵ月という制限はやはりおかしいと思うんですね。本当に困っておられる方、子育て支援をやっていこうというのであれば、やはりこの8ヵ月の線は取っ払っていただきたいと思いますというふうに思います。

例えば個人的なことで大変恐縮なんですけど、私の娘は1人、北海道札幌市におりますが、たまたま2人の子供をもうけました。生まれたのが6月と12月でございました。ちょうど議会の最中で、行ってやりたくても、行って手伝ってやることができませんでした。そのとき、札幌市にはファミリーサポートセンター、シルバー人材センターもきちんと機能をしておりまして、産後、産褥期におきまして、家事援助とか洗濯とか食事のお手伝い、それから子供を見ていただく、おむつをちょっとかえてもらうとか、母親が疲れているときはそういう援助もしっかりとやっていただきました。本当は私は、矢も盾もたまらず飛んで行ってやりたい気持ちになったんですが、やはり議会を最優先にしくちゃいけないということで、そういうセンターにお願いしたわけでございます。本当に娘は安心して、そういう制度のもとで支援を受けることができ、大変喜んでおりました。

弥富市でも、産後、手伝ってもらう人がだれもいないとか、それから病気になったとき、小さい子供がいるけれども手助けをってもらう人がいないという方はお見えになると思います。だから、そういう方、どの方にも本当に心からのサービスがしていただける、そして喜んでいただける、そういうファミリーサポート制度にしていきたいと思います。今すぐには8ヵ月の線は取り払われなと思いますので、ぜひ利用者の方の御意見も伺ったり、市民の皆さんの御意見も聞いていただきまして、保育所の方もそうなんですけど、保育に欠ける子供、援助をしてほしい人たちのために、児童福祉法にのっとり、やはり8ヵ月という線は取り払っていただきたいと思いますというふうに思います。これは強く要望をしておきます。

次の問題に移ります。

現在、シルバー人材センターでも、子育て支援、家事援助などの支援が行われていると聞いております。数はわずかだと思います。シルバー人材センターとファミリー・サポート・センターでは、援助してほしい人の子供の年齢、援助する人の報酬に差があると聞いております。整合性を図るべきべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。私がお聞きした

ところによりますと、預かってほしい子供さんの年齢に制限はない。6年生までというのはあると思いますが、下はゼロ歳からでもいいと伺いました。それから、1時間当たりの報酬も864円。それで、64円はシルバー人材センターの事務費として払い、800円を協力会員の報酬としているということ伺ったんですが、その後、整合性が図られたかもしませんが、それについてお答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 基本的に、ファミリー・サポート・センターとシルバー人材センターの子育て支援、家事援助は、補完的な関係ととらえています。つまり、ファミリー・サポート・センターで不十分なところがあれば、シルバー人材センターのサービスで対応と考えております。そうした視点から、対象となる子供の年齢や報酬はそれぞれの判断基準があって、必ずしも統一ということではないと考えます。特にファミリー・サポート・センターは地域の助け合いということ、共助ですので、やっぱり協力する人で妥当な金額と、それから利用する人の妥当な線で700円という、愛知県でもほとんどのところの金額を出させていただいておりますし、またシルバー人材センターはシルバー人材センターの考え方で金額が定まっているところでもんで、必ずしも統一ということではなく、それで成り立っていくというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 事業体が違うもんだから、ばらばら、違ってもいいというお話でございましたが、どちらを利用するかというのは利用者の判断によるというふうに考えてよろしいのでしょうか。それから、整合性が必要だというふうには考えないから、これからも整合性をつけるということは考えておられないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

たまたまシルバー人材センターがファミリー・サポート・センターを受託という形ですので、同じ組織のように思われますが、例えば名古屋市のような大きなところで、ファミリーサポートセンターもあったり、NPOの子育て支援の団体があたりすると、それぞれで当然金額とかサービスの内容が違うわけで、それが共存しながら行っているわけです。それが実態だと思います。そういうような考え方から、そのように答弁させていただいたのでございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

ファミリー・サポート・センターの協力会員の講習会はどのように行われるのでしょうか。センター長が特に認めた場合はこの限りではないということで、講習を受けなくてもいいと

ということなんです、どのような場合にそうなるのでしょうか。

それから、次の問題も一緒に質問させていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業について、市民への情報活動について、地域と家庭が希薄になりつつある中で、情報不足の家庭が今ふえています。特に子育て世代への情報提供が求められます。特に保健センターの乳幼児健診時とか、保育所、子育て支援センター、児童館や市のイベントなどのときにもPRをして知っていただき、利用会員、協力会員をふやすべきではないかと思いますが、市のお考えはいかがでしょうか、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） まず最初に、講習会の内容についてでございますが、まずファミリー・サポート・センターの仕組みについての学習、それから子供の保育に関する学習、子供の病気、救急救命に関する内容で、それぞれ1時間から1時間30分程度学ぶ内容を基本的に考えておりますし、また愛知県の方でもそうした補助の事業があったりすると、そういうのも手を挙げながら、それとあわせながら講習会を開くことも考えております。

それで、先ほどのセンター長が認めた場合はその限りでないという部分でございますが、それにつきましては、協力会員でと登録される方の中には、例えば元保育士であるとか、あるいは看護師であるなどの資格を持って、そういうのを役立てて地域に役立ちたいという方が登録される場合においては、そうしたダブる部分については、今までの経験と学んでいることで済ますというために書いてある内容でございます。そのように御理解いただきたいと思っております。

次の広報のことにつきまして、今進めているところを説明させていただきます。

まず、市としましては、4月号広報にファミリー・サポート・センター開設の広報を載せさせていただきます。シルバー人材センターにおいても、次に発行するシルバー人材センターの広報紙、多分4月だと伺っているんですが、そうした中にも紹介の記事を載せていくというふうに伺っております。また、シルバー人材センターでファミリー・サポート・センターの紹介のポスター、今預かっているんですが、このようなポスターをつくって、これを早い時期に、これはまだ4月1日から開設するという予告の、こうしたものを子育て支援センターとか、保育所とか、あるいは保健センターなど、対象となる親御さんが出向くような場所に張らせていただいて、PRしていくということを準備しているところでございます。ごらんいただいてわかるように、市外局番の次が52の0922で、これは「子には、丸く夫婦」ということで、それを含めて周知するように努力しておりますもんで、御理解いただきたいと思っております。

また、シルバー人材センターの方で今準備でやっておっていただいている中で、こうした三つ折りのリーフレット、これは白い紙に刷ってあるんですが、ピンクの紙に刷って、女性

の方に好みやすいようなイラスト・デザインで今説明した内容を書いたこうしたリーフレットもつくって、そうしたところに置かせていただくように準備したりとか、春まつりのときにも配りたいというようなことを申しております。そういうことで、少しでも早く周知することに努めているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 2番目の問題に移ります。小・中学校のトイレの洋式化についてでございます。

2009年全国自治体公立小・中学校学校アンケート調査では、トイレの改善要望が耐震化とともに第1位、第2位を占めています。和式を使えない子供たちがふえていると言われます。3月6日の中日新聞をごらんになった方もあると思いますが、おなかが痛いとか救急車で運ばれてくる子供のほとんどが便秘。トイレを我慢することが原因で子供の便秘がふえたと憂慮する医師の話。ある研究所の調査では、大便が3日以上出ない小学生は2割以上、7日間出ない重症も3%いたと言われます。また、小学校1年生から6年生の12%が「学校では絶対うちをしない」、25%は「できるだけしない」と答えて、合わせて4割近くの方が学校ではしないというように言っておられますし、その理由は、「恥ずかしいから」「トイレが汚いから」、こういう順でございます。大便のできない子供の問題に取り組む学校もふえ、洋式の比率を高める傾向が強まっていると中日新聞では報道をしております。

では、質問をいたします。

まず、弥富市内の小・中学校のトイレの洋式化の現況についてお尋ねをいたします。教育課長、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

小・中学校のトイレの洋式化の現況でございますけど、学校によって洋式化率は異なっております。小学校7校全体では、男女の児童用の大便器は314器のうち86器が洋式化となっております。洋式化率としましては27.4%となります。内訳につきましては、男子が36.3%、女子が23.8%でございます。同様に、中学校全体では男女の生徒用大便器155器のうち51器が洋式となっており、洋式化率につきましては32.9%となっております。内訳につきましては、男子が37.2%、女子が31.3%となっております。小・中学校全体を合計しますと、469器のうち洋式トイレは137器となり、洋式化率につきましては、全体としましては29.2%となります。内訳としまして、男子全体としまして36.3%、女子が25.9%となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今の御報告にありましたように、弥富市の小・中学校の洋式化率は、

まだまだ全体では低くなっている。合計で見ますと、3割弱の洋式化になっていると思います。小学校の方が中学校より低いわけでございますね。

次に、保育所のトイレの洋式化の現況について、児童課で調べていただきました。その結果でございますが、ひので保育所は100%洋式だそうでございます。大藤は92.3%、弥生、西部は90%、低いところは南部が78.6%、一番低いのが十四山保育所で69%でございます。でも、全体を見ますと、保育所での洋式化は進められていると思います。全体をならしますと86.2%の洋式化、多くが洋式のトイレになっております。それで、今、家庭でも洋式のトイレがほとんどだと思います。保育所で洋式のトイレになれた子供が、小学校に入って学校のトイレに行けるかなあという不安の声が親御さんから聞かれます。

次の質問でございますが、今まで市の御努力で弥富市の学校の耐震化工事は計画的に進めていただきまして、平成22年度で完了するというところでございました。今度は、ぜひ小・中学校のトイレの洋式化を計画的に進めていただきたいと思います。学校のトイレは児童・生徒を対象にしておりますが、災害時には避難所として利用されることもありますので、地域の皆さんにもトイレが使われるということでございます。ぜひ計画的に洋式化への改修整備を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 学校のトイレの洋式化率につきましては、私どもも決してこの洋式化率が十分なものとは考えておりません。今後につきましては、議員御指摘のように、学校施設は災害時の避難場所にもなりますので、多様な方が学校の施設を使われますので、洋式化を含め、トイレ改修を順次進めてみたいと思っております。しかしながら、市の財政状況もございますので、国の補助事業を活用し、計画的に改修しなければならないと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 非常に前向きな御答弁をいただきました。ぜひ耐震化の完了とともに今度はトイレの洋式化、子供たちも本当に喜ばれると思います。そして、快適にトイレへ行ける、行きたくないじゃなくて進んでトイレに行ける弥富市の小・中学校というふうにしていただきたいと思います。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 午後の開議をいたしましてから1時間近くなります。ここで暫時休憩をとります。2時5分に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午後1時53分 休憩

午後2時04分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈でございます。

通告に従いまして、女性特有のがん検診推進事業について質問をいたします。

緊急経済対策における女性特有のがん検診事業につきましては、これまでも質問をしております。2009年度、女性特有のがん検診の受診率向上を目的に、一定の年齢に達した女性に対して行うもので、20歳から40歳までの方への子宮頸がんの検診、そして40歳から60歳までの方への乳がん検診と、それぞれ5歳刻みの年齢対象者に検診無料クーポンが昨年10月から配付をされまして、今月末で使用期間が終了となります。そこで、初めにこの事業の現状、これまでの検診結果についてお尋ねをいたします。まず、乳がんと子宮頸がん、それぞれ年齢別対象者と受診者の実績をお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

年齢別の受診者数ということでございますが、まだこの検診につきましては現在行っておりまして、3月末までの事業として行っております。それで、1月末の受診者数を申し上げます。

まず子宮がんにつきましては、20歳の方につきましては対象者239名、受診者数15名、受診率にしまして6.3%、25歳、対象者数262名、受診者数40名、受診率15.3%、30歳、対象者数306名、受診者数65名、受診率21.2%、35歳、対象者数376名、受診者数が73名、受診率19.4%、40歳、対象者数329名、受診者数83名、受診率25.2%、合計をさせていただきますと、対象者数1,512名に対しまして受診された方276名、受診率18.3%です。

続きまして乳がん検診につきましては、40歳、対象者数329名、受診者数90名、受診率27.4%、45歳、対象者数268名、受診者数44名、受診率16.4%です。50歳、対象者数237名、受診者数54名、受診率22.8%、55歳、対象者数257名、受診者数58名、受診率22.6%、60歳、対象者数414名、受診者数102名、受診率24.6%、合計をさせていただくと、対象者数が1,505名、受診者数が348名、受診率が23.1%となります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 今、1月末の結果で御答弁をいただきましたので、この2月と、それから今までの分を合わせると、もう少しまたパーセントも上がっているかとは思いますが、従来年度と比較いたしまして、この受診率の変化はどうでしょうか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 従来のがん検診との比較ということでございますが、まずこの乳がん、子宮がん検診の受診率のとらえ方についてでございますが、平成20年に厚生労働省より、対象者数について統一的な考え方が提案されました。内容につきましては、国勢調査による市の人口マイナス就業者数マイナス農林水産従業者数、これを推計対象者とする。計算の仕方としましては分母になるわけですね、これが。次に受診者数につきましてですが、国の指針によりまして、乳がん、子宮がん検診は原則として同一人について2年に1回行うものとされております。したがって、当該年度の受診者数プラス前年度の受診者数、この2年分を当該年度の受診者数として計算させていただきます。これが分子になります。国立がんセンターでは、このような方法で計算した受診率でして、各市町村の比較をし、またホームページ等で公開をしております。

それで、この方法によりまして市の受診率を出させていただきました。

まず、子宮がんから申し上げます。19年度10.2%、20年度13.1%、21年度15.0%、それで今年度、21年度につきましては、5歳刻みのクーポン券による事業を行っておりまして、その人数を足し込みますと、これが今現在276名ありますが、19.3%ということになります。

続きまして、乳がん検診でございます。19年度10.6%、20年度15.6%、21年度22.3%、これに今回のクーポン券事業の人数を足し込みますと31.1%となります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） それでは、今回のこの検診で、医療機関であります産婦人科医師の方からの意見等の収集はございますでしょうか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 産婦人科からの意見についてでございますが、がん検診につきまして、受診された方の検診票が医療機関より市に送られてきます。その検診票に精密検査が必要な方の表示がしてあります。精密検査が必要な方へは直接、医療機関からその旨、検診をされた方に通知がされます。その後、精密検査を受けられた方につきましては、その検診票も市へ送られてきます。それで、一定期間過ぎまして精密検査を受けてみえない方が掌握できますので、その方につきましては、今度は市から、まだ精密検査を受けてみえない方に案内を出させていただくというようなことに対応しております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 厚生労働省の方針で、22年度も引き続きこの事業を推進するということでございます。今回も予算に計上されておりますけれども、事業内容については、このたびの21年度と同様に考えていいのでしょうか。例えば検診期間であるとか、周知の方法、内容について、具体的に教えていただけますでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 来年度の事業内容についてというお尋ねですけれども、対象者、それから内容、また周知の方法につきましては、今年度と同様の方法を考えております。ただ、検診の期間につきましては、国の要綱がまだ定まっておられませんので、追って、その国の要綱の内容により事業を進めさせていただこうと考えております。しかしながら、検診期間につきましては、少なくとも今年度行いました半年間はとりたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 国が目標と定めるがん検診の受診率は50%です。これに対しまして、我が市としての今後の取り組み、また今回の無料クーポン配付の関連についてもお伺いしたいと思いますが、私は、少なくとも5年間の事業継続で、対象年齢者とそれ以外の人との不公平感を解消して、だれでも検診が受けられるようにしていただきたいと思っております。国・県の財政措置の有無にかかわらずに、弥富市独自の取り組みで事業を実施していただきたく、市としてのお考えをお尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

国は、当初21年度のみのも事業としておりました。単年度事業だけの実施では年齢による不公平が生じる、議員が言われたことと同じこととございます、といった批判があり、22年度も継続して実施する方針を決めました。22年度は、全額補助から半額補助に減額されました。本市といたしましては、今年度同様、事業を継続していただくよう、当初予算に計上させていただいております。また、この制度が少なくとも5年間継続できるよう、市長会等を通じ、国に対し財政措置の要望をしております。

それから、国の援助がなくなった場合、市としてどうするのかということとございますが、現在市で行っております子宮がん、乳がん、その他の検診もございます。そういうものとあわせた中で、負担金を伴いますが、市として幅広く、他のがん検診と同様に行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁で、国に対して財政措置の要望をしていかれるということとございますけれども、今回の無料クーポンで命が助かったという方のお話を伺いました。4歳と3歳の2児の育児と仕事に励む現在31歳のお母さんですけれども、これまでがん検診を受診する機会がなく、今回、家に子宮頸がんのクーポンが届き、無料だし、もったいないから一度受けてみようという軽い気持ちで、昨年10月、子供を出産した病院でがん検診を初めて受診されました。2週間後の検査結果で要検査との記載に驚きまして、早速、再検

査をしたところ、早期のがんと判明したそうです。そして、3日間の入院の後、その翌日、30分間の円錐切除という手術を行いまして、早期の発見、そして早期の治療であったことが幸いいたしまして、手術も無事成功に終わりました。退院後1週間で仕事にも復帰され、以前と同様に生活を送られております。お母さんいわく、「無料クーポンのおかげで命が助かりました」と大変喜ばれております。

このように、これまで検診を受けなかった人たちを、無料クーポンが大きく後押しをして受診へと誘導し、検診への重要さ、また意識も高まりつつあると思います。また、日本対がん協会の調査で明らかになったのは、今回の無料クーポンで国全体の受診者は、前年度に比べて乳がんは平均14%増、それから子宮頸がんは平均9%増で、この事業が受診者増に大きく貢献をしていることを発表しております。早期発見・早期治療で助かる命です。より多くの女性に安心して受診をしていただくために、市としても前向きな取り組みを強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目も、同じく女性特有のがん検診推進事業で、子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成についてお尋ねをいたします。

若い女性にふえ続ける子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進をしています。女性特有のがん検診無料クーポンが大好評などに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には販売がスタートいたしました。子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計をされ、主な原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染と特定をされています。予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型というウイルスに対するもので、がん検診とのセットでほぼ100%予防ができるというものです。子宮頸がんは、予防できる唯一のがんなのです。そのため、ワクチンは世界じゅうでも広く使われています。しかし、接種費用が1回1万円以上で、3回の接種が必要となることから、高額な負担を軽減するための公費助成が課題になっています。私たち公明党は、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認を強力に推進してまいりました。これまで政府に対し、収入の多少によらず希望者全員が受けられるよう、公的助成制度を速やかに創設するよう主張してまいりました。国会での論戦や申し入れを重ねてきました。それには国も、積極的に検討してまいりたい、そしてできる限り早期に実現できるよう努力していきたいと述べられております。

昨年12月に全国に先駆けて助成実施を表明したのが、新潟県の魚沼市です。12歳の中学1年生の女子、人数にすると211人を対象に、費用の全額補助を検討しております。さらに、埼玉県志木市では対象者約1,200人、また兵庫県明石市では対象者が約6,000人、こちらは小学校6年生から中学3年の女子を対象に全額補助を行う方向です。また名古屋市では、子宮頸がんワクチンとともに、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチンなど5種類の疾病を対象に半

額を助成します。そして、非課税世帯の場合は全額補助を行う方向で検討が進められています。そこで、我が市におきましても、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成をぜひとも実施していただきたいと思いますが、市のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

子宮頸がんは、先ほど議員が言われたとおり、ヒトパピローマウイルスが主な原因で発生するがんでございます。ワクチンで発生を予防できる可能性があるがんであり、昨年10月16日にイギリスのグラクソ・スミスクライン社製ワクチンが薬事承認され、同年12月22日に販売が開始されたところでございます。子宮頸がんの原因となるウイルスは15種類ありまして、このワクチンは、このうち2種類に対する感染を予防するものであります。この2種類のウイルスが子宮頸がんの原因に占める割合は、欧米では80から90%、日本では50から70%限定的であると言われております。また、このワクチンを接種しても完全に子宮頸がんを予防できるわけではないため、引き続きがん検診を受けることが必要と言われております。このウイルスは、ほとんどの場合、性交渉により感染すると言われており、その前に接種する必要があり、11歳から14歳ぐらいの年齢が適齢と言われております。思春期を迎える少女が、女性の性とこの病気のことをきちんと理解していただき、自分の行動について、将来に向かって責任を持つ意識を芽生えさせることも重要だと考えております。

一方、費用面におきましても、このワクチンは6ヵ月間に3回接種することとなっており、3回接種いたしますと5万円ないし6万円ほどの費用がかかります。仮に市の全額補助で中学1年生女子225人が接種いたしますと、1,230万円の財政措置が必要となります。厚生労働省では、このような状況を踏まえ、子宮頸がんの予防を図っていくために、子宮頸がんワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や予防接種等も含め、どのような方策が効果的か、総合的に検討していくこととしております。

また、今般の新型インフルエンザの流行を契機として、厚生科学審議会の中に予防接種部会が設置され、この部会において予防接種施策全般について議論されることとなっており、子宮頸がんワクチンも取り上げられる予定となっております。当市といたしましては、今後、ワクチンの安全性、有効性、公費助成等について、国や他自治体の動向も注意してまいりたいと考えております。よろしく願います。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 先ほど、中学1年生225名の1,230万と。できるのではないかなあと、いうことをふっと思ったわけですけれども、もう一つ例を挙げますと、東京都杉並区でも2010年度から、子宮頸がん予防ワクチン接種を公費負担で無料で行う方針で発表いたしましたし

た。具体的には、中学進学お祝いワクチンとして中学校進学者1年生の女子を対象に、必要とされる3回分のワクチン接種費用が無料になるということでございます。杉並区議会の議論では、国内の12歳女子全員がワクチンを接種した場合は子宮頸がんの発生を73.1%減らせるという、自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授の試算データが示され、ワクチン接種の効果が強調されました。一方で、子宮頸がんに罹患した場合の医療費や労働損失は、ワクチン接種にかかる費用の約2倍であるという研究報告も紹介されており、費用対効果にも言及されているところです。無料クーポンの5年間の事業を主張するとともに、ワクチン接種につきましても、年齢や金額の補助内容、先ほども中学1年生の225名で1,230万の財源が必要だという弥富市のお考えもあるように、これをお祝いのワクチンとして弥富市独自でもまた検討していただいて、実施できないものか。子宮頸がんは、予防できる唯一のがんでございます。女性のだれもが平等に予防接種が受けられるように市長の英断を下していただきたいと思いますので、再度市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

最初のがん検診もそうなのでございますけれども、国の方は、1回はそういうことをやって、1年で終わってしまうということで、非常に継続性に対して、あとは市長さんの方で頑張ってもらいなさいということが多いわけでございます。すぐ、はしごを外されてしまうわけでございます。そういったことは、やはり中・長期にわたって、国の制度という形でしっかりとやるべきではないかと思うわけでございます。新しい政権は、いわゆるコンクリートから人へという形でおっしゃっているわけでございます。こういったところに対して、まず財政的な援助もすべきではないかというふうに思うわけでございます。

また、子宮頸がんにおきましては、先ほどから私どもの所管が御説明させていただいております。つい先日も、これはNHKニュースで取り上げられておりまして、私も、たまたま子宮頸がんの現状についてニュースで見たわけでございますが、ああ、こういう時代がもう来てしまったのかということ非常に思うわけでございます。非常に性交渉に対する低年齢化ということがあるわけでございます。このことにつきましては、さまざまな角度で皆さんの声というものも上げていかなきゃいかんのではないかなあと思っております。学校での教育、あるいは特に家庭での保護者の方との話し合いということが非常に重要になってくるというふうに思っております。先ほども話しましたように、ワクチンでございますので、いまひとつ安全性というか、効果というものに対してもしっかりと見ていかなきゃいかんと思っております。低年齢化という形に対しては大変心配するわけですが、少し言葉があれなんですけれども、お母さんとしての母体が将来あるわけでございますので、しっ

かりと自分自身で守っていくと同時に、社会全体で守ってあげなきゃいかなあということ  
は強く思うわけでございます。そうした中で、この低年齢化という形の限定で、一度私ども  
市としても、この内容についてしっかりと精査をしながら、一度前向きに検討していきたい  
というふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 12番 三宮十五郎でございます。よろしく願いいたします。

私は、まず最初に市長に、愛知県下で一番高いと言われております海部南部水道企業団の  
資料によりまして、10立方使用の家庭の場合で県平均よりも5割以上高い、20立方メート  
ルでは四十数%高いという、非常にかけ離れた水道料金の値下げの問題について、市長にお  
尋ねいたします。

市長は、この間、一貫して市民の皆さんの求めに応じ、この高い水道料金を何とかできな  
いかと、この議会でも、南部水道企業団議会でも表明され、企業団の中で弥富から選出され  
ております私どもの議員の方からも要請もいたしまして、料金問題の検討委員会が設けられ、  
現在検討が続けられております。ことし5月より南部水道企業団も企業長と市村長が、自分  
の市と村と同じように、常時、行財政運営の最高責任者、執行者としての責任を果たす体制  
となり、その最初の企業長に服部市長が就任されることが内定しており、私も皆さんの御推  
挙をいただいて、2年間、水道議会議員を務めさせていただき、議長もさせていただいてま  
いりましたが、申し合わせにより、近く任期を終了することになります。そこで、この2年  
間の水道議員としての活動を踏まえて、この高い水道料金になぜなってきたのか、何が問題  
なのかについて、この場所を通じ市民の皆さんに報告させていただき、企業長となられる市  
長に一層の御尽力を求めて質問をさせていただきます。

もともと南部水道の水道料金は、今回の料金に設定される以前は、平成11年4月1日現在  
で愛知県下で高い方から8番目でありまして、11番目の津島市の10立方1,506円に比べて  
1,533円と、あまり変わらない料金でございました。また、20立方メートルの場合も愛知県  
内で6番目でありまして、改定後も10立方メートルで県下5位、20立方メートルでは3位と  
いう予定でございましたが、さまざまな事情があったり、この間、いろんな経営努力もされ  
て料金の軽減がされてきた中で、今申し上げたような状況になっております。

その料金値上げの最大の要因の一つは、この地域の地盤沈下対策ということで、当時水源  
の一つがありました十四山浄水場の周辺が138センチ地盤沈下をした時期に、当時の関係町  
村が協力して、これ以上の地盤沈下防止のためにということで、地下水のくみ上げをやめて、  
100%愛知県から水を買うという決定をされて、当時の担当者に聞いてみますと、そんなに  
高い料金にはならないという前提のもとで判断をしてやってきたと。ところが、その後、県  
がさまざまな建設投資をして、この資金を回収するためにということで非常に特殊な料金設

定をいたしまして、要するに使っても使わなくても一定の基本料金を決めて、この基本料金が大変高い。実際の使用料金の2倍をはるかに超える基本料金が設定をされております。それもだんだん値上げをされまして、平成11年当時は60円代の前半でありましたが、19年度決算では県水1立方メートルに対する南部水道の負担は77円近くになっているということで、どんどん負担が高まっております。ちなみに、地下水を45%使っております稲沢市の場合は、必要な水1立方メートルを受け入れるための費用は39円であります。一宮市は、豊富な木曾川の伏流水をふんだんに使っていることもありまして、一部県水を使っておりますが、1立方メートル23円で、南水と一宮市では水1立方メートルを手に入れる費用が50円以上も違うということが、この高い水道料金の最大の原因の一つになっております。

もう一つは、地域全体が非常に地盤軟弱地帯であることや、人口密度が低いということから、地震防災対策も兼ねて、例えば鋼管に対しても、全体の30%の区域に伸び縮みする継ぎ手ということをやっているところは県下でもほとんどないような形で、設備投資の費用がかかり、これがまた減価償却費となって料金にのしかかってきております。ちなみに、海部南部水道の現在実際に使われております20年度末の建設投資の費用は、加入者1人平均28万7,000円で、愛西市の八開と佐織地区の合計で1人当たり15万9,000円、豊橋市が、愛知県で一番早くから名古屋市を除いては水道に取り組んできた関係もありまして、立派な設備をしている割には建設投資も低いわけでありまして、1人当たり17万5,000円であります。現在、減価償却費として、これから皆さんの料金にかかっていく当市の割合は、南部水道は1人当たり18万1,000円、愛西市が9万8,000円、豊橋市が9万9,000円ということで、約2倍近い減価償却費の負担がかかる仕組みになっております。したがって、私どもは、この料金問題を解決していく上では、地震防災対策として愛知県水を100%受け入れてきた中でこういう問題が発生しておりますので、地震防災対策というと、県と関係市や村の共同事業でありまして、このための過大な負担を関係住民が全部水道料金で負担をするというのはやはり問題があって、特に県の支援を受けながらこの問題への対応をしていくことがどうしても欠かせない問題であり、また既に愛知県下の少くない市町村で、例えば安城市などは、もう早くから石綿管更新事業は3分の1を市の一般会計から負担するとか、第何期拡張事業については利子補給を市が基本的に行うとか、それから別の拡張事業では事業費の4分の1は市が負担するとかいうような形でやっていて、愛知県のほかの団体と比べて水道料金の高い原因の一つに、実は防災対策や、それぞれの地域、企業経営の団体独自の費用についても一部を行政が肩がわりするということも、全県平均に比べて5割も高くなった原因の一つになっております。

それから、もう一つの水道料金の高いと言われる原因の中に、実は愛知県の基本料金を決める仕組みの中に、特に設備投資の費用を回収する負担でございますが、これは、ことしの

予算によりますと、県に県水使用料として払う費用の総額が8億4,200万円になっておりますが、これは消費税込みの計算ですから、抜きにしますと8億200万円ですね。これに対して基本料金の部分が5億400万、それから使用料金が1立方メートル26円で2億9,800万でございますが、この基本料金の中に、1人当たり200リットル未満の部分については、今の利用者の8万9,000人に掛けますと1日当たり1万7,800トンというふうになります。この部分については、基本料金を1万800円負担すると。それを越えた部分、多分、県は営業や収益事業というふうに言っておると思いますが、これは以前に決めた基準ですので、実際にはかなりもっと、300だとか350というふうになると思うんですが、それを越えた部分の日量2万300トンの基本料金契約、全体で最大給水量1日3万8,100トンということで契約をしておりますが、その1人当たり200リットル未満1日当たりが1万800円で、それを越えた部分は1万5,360円と約5割高になっております。

こういうこともありまして、かなりの市町が基本料金だとか少量利用の人たちの料金を安く設定しておりまして、たしか県下でも、今、45団体ほど水道を運営しているところがございまして、そのうちの4分の1以上、12団体が、10トンの使用で1,000円未満の料金を設定しています。ここは10トンの使用で1,764円というふうになっておりますので、非常に高いものになっておりますが、だんだん高齢化や、あるいは雇用の状況が悪くなりまして、低収入のひとり暮らしの人がふえております。大体10トンまでの利用者の平均利用水量は、名古屋市などでは6トンと言われる、1ヵ月ね。そういう人たちに対する配慮が各地でやられている中で、ここは、ほとんどもうそれはそのままにされておりますので、ぜひそういう面に踏み込んだ料金問題の解決のための御尽力を、新しく企業長に就任されることが内定しております服部市長に、一朝一夕でいかない問題ではありますが、これは関係市村の合意が要りますので、合意ができるように御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

ちょうど先月、水道料金の検討委員会で、私も海部南部水道の議員をやらせていただいておりますので、その構成メンバーという形で参加をさせていただいておりますけれども、今、るる三宮議員がお話をされたように、海部南部水道の水道料金が高いというのは、その給水原価にある。県水100%という中でのお話もされたわけでございます。先ほどの受水費等々を含めまして、給水原価が平成20年では1立方当たり198円61銭と大変高いわけでございます。この理由につきましては、いわゆる地下水をくみ上げないという状況での、地域の安全性が最優先ということでございます。

実は、この地下水の問題につきましても、弥富市の亀の子グラウンドの隣のところに、海部南部水道の深掘りの井戸が2本ございます。そして、立田の方に、これは浅掘りございま

すけれども、4本の井戸があるわけでございます。しかし、残念ながら立田の方の井戸に関しては、飲料水としては使えないということが言われております。事実そのようでございます。また、弥富市におけるその2本のうちの1本は現在ほとんど使えないような状況で、1本が約300メートルの深井戸でございます。この間も私は、この議会における検討委員会で、この井戸の水は使えないかという御質問をさせていただいたわけでございます。私たちが住んでいる地域における安全性ということをもちろん踏まえた上での深井戸ですから、もしこれを使用した場合にはどういう影響があるんだということをいま一度しっかりと精査していただきたいということをお願いしておるわけでございますが、先ほど三宮議員もおっしゃったように、今、県との契約は3万8,100トン。これは、大変、三宮議員の御功績でもあるわけでございますが、当初は4万トンぐらいの日別契約から3万8,100トンに圧縮をしてきていただいて、それに対する県水の費用も削減されておるわけでございますけれども、残念ながら、この300メートルの深井戸から1日当たり400立米ぐらいしか掘れないだろうということでございます。全体の契約の数字にいたしますと1%強というような状態で、これは水道料金という形での反映にはならないということがおあるわけでございます。よって、今後も県水100%ということに依存せざるを得ないというのが、今私どもの給水原価でございます、大変困ったなあというところでございます。私たちのもう少し東部におきましては、地下水からの水を利用する、あるいは伏流水を利用して県水に合体させながら飲料水として使用してみえるもんですから、当然料金の方も安くなってきておるわけでございます。そうした形は、海部南部水道においては大変難しいと。

もう一つの要因は、先ほどもお話があるように、配水管の使用効率が非常に低いということでございます。私ども弥富市、愛西市、愛西市も一部でございます、それから飛島村でございます。面積的には非常に広域な面積でございますけれども、配管使用効率という中で人口密度が低いということで、水道水の利用が伸びないということございまして、大変困ったことがあるわけでございます。これからいろいろと検討していきたいと思っておるわけでございますが、今、水道水は、御承知のように、水道料金体系の中では逡増制ということを採用しておりまして、使えば使うほど高くなるというのがその論理になっておるわけでございます。10立方単位の中での取り決めでございますので、大量使用者と少量使用者という区別は一応考えていかなきゃいかんのではないかとお思っておるわけでございます。

また、先ほど議員がおっしゃいました、地震防災対策の行政による支援という話でございますが、これにつきましては少し私は三宮議員と異なるわけでございますけれども、あくまでも水道企業団という形で、企業会計の中でやっていただいております。その財政運営であるとか経営のマネジメントというのは企業団でやるべき主たる業務でございますので、私たちは、それぞれの財政から繰り入れていくということにつきましては、よほど

慎重にせざるを得ないということでございます。今現在、地震防災対策としての石綿管更新事業というのを海部南部水道でやっているわけでございますが、これに対しては、基本的には、今、年額6,000万というのを二つの市、そして1村で負担させていただき、弥富の方も49.3%負担していただいております。2,958万もことしの予算に計上させていただいておりますが、これ以上組み入れて、企業団の財政状況、あるいは経営ということについては少しいかなものかというふうに思っておりますので、これについては少し慎重にならざるを得ないと思っております。あくまでも企業会計としての企業団ということをしっかり位置づけしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの基本料金という中での県との契約の水量でございますが、これから使用水量が伸びていかないんだったら、どこまで縮められるかということもやはり一考していかなくちゃいかんという思いでございます。

いずれにしても厳しい財政でございます。また、現在の企業団の財政状況が、この平成21年度は5,700万の黒字計上をするというふうに言われております。しかし、これからさまざまな経費の節減であるとか、あるいは石綿管更新事業のさまざまな工事に対しても、しっかりとその一般競争入札ということに対しても精査をしていかなくちゃいかんわけでございますけれども、そういったことをやっていきながらでも、だんだんだんだん利益が先細りになっているというような状況でございます。私も検討委員会の一員として、この水道料金の考え方については、これからもしっかりと皆さんの声を生かしていくように努力してまいりますけれども、企業団そのものに対しても、大変厳しい財政状況であるということが一面言われておるわけでございます。下げたが、また3年先には水道料金を改定しなくちゃいかんというようなことが心配されるわけでございます。よくよく数字等も含めて、全体の企業団の財政状況、それから経費の節約、あるいは競争入札というようなことについても精査をしながら、水道料金の改定に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 一つは、企業団としてのいろんな努力をしていくということなんですけど、私どもも、この2年間かかわって実際に、今、市長もおっしゃられたんですが、使わない基本料金というのを相当たくさん払っておるんですね。これ本当に使っただけの料金に、ここは特殊な地域だということで、もしもしていただければ、2億円以上、実際に使ったのと、今の県水の仕組みで払わなくちゃいかん負担の予算があるんです。だから、そういうことでも、例えばこの間500トン水量を下げたんですが、500トン下げるだけで830万円ほど22年度分は経営の負担が少なく済んで、その分が利益に上乘せされることになるんですが、問題は、県平均より5割も高い状態をどう打開するかという、ここは残念ですが、まだ首長

の中ではうちの市長だけで、ほかの人たちは、今、変なことを言い出すと値下げしないかんようになるで、弥富の市長は、何とかしないかんという話はあるまいしないようにしてもらえんかということまで言って、プレッシャーをかけておるような状態が実際問題として起こっています。だけど、本当に地震防災対策の、この地域の地盤沈下対策のかなめということでやったとすると、県水のこの料金体系も、そうじゃないところと全く同じだということでは、やっぱりこれは本当に県とよく話し合っ、この地域の、もともと伊勢湾台風以降だけでも平均1メートル50近く沈下していますから、これ以上沈下させない、あるいは今後温暖化で海面が上がると言っておるときに、そういう問題として考えれば、そのために100%県水に切りかえたなら、基本料金の仕組みをもっと別のものにしていただくというようなことをしっかり県と話し合っ、いただくということが一つ。

今、市長は独立採算制と言われておりますが、水というのは本当にライフラインの一番中核ですから、一日もおろそかにできない問題ですよ。それが、地震防災対策上、愛知県で平均に比べて5割も高い負担をしておる。石綿管更新事業で、今、年間全部で6,000万、弥富はほぼ半分近く負担をしているんですが、これもあと数年で終わるわけですから、これでなしにするのか、もうずっと地震防災対策をやっておりますので、この分を負担していくのかということも十分御議論いただかなきゃいかんことですし、愛知県下の水道料金が全国平均に比べてちょっと安いんですよ。その最大の理由は、単独でやっておるようなところは、自分のところで随分負担をしておるんですね。ここが、やっぱり大きい違いになってくる一つでございますので、前に服部議員が議長も長くやられて、よその市町がやっておることは、そうめっちゃくちゃ差がつくようなことにせずに、やっぱり愛知県のほかの市町並みのつき合いはちゃんとしないかんぞというのを口癖のように言ってみえたんですが、そういうものとしても、実際に県下の実態がどうなっておるかもおよく調べいただくとかいうこともありますし、一つは、地下水が使えるかどうかという問題も、これはきちんと専門家の意見も聞いて判断しななきゃいかんのです。

もう一つ、立田も鍋田もそうなんですが、浄水場としての機能を持って、それが全部遊んでおるんですよ。今も、配水量に比べるとかなり高い配水能力を持っています。そうすると、実は愛知県との契約の、さっき言った1日3万8,100トンというのは最大に水を県からもらう量なんですが、ペナルティーは、この最大を超える日が10日続かなければペナルティーは発生しないというふうになっておりますので、今、大体3万7,000トンちょっとが最高ですよ。そうすると、配水池の能力と、それから浄水場を遊ばせておるわけで、こういうところにピーク時にため込んで、1日当たりの最大の配水量を調節することができんかどうかということも含めて、今ある施設を本当に遊ばせておるわけですから、十分活用して、その運用の中でどれだけのことができるかというのは個々の努力でできることでありますし、

そういう工夫を本格的にやっていくということが一つ。

今、市長もおっしゃられたんですが、配管で98%なんていうのがずうっと続いたというんですが、実は、もっと土台の、あそこの浄水装置の基本の部分だとか建屋だとか、こういうところも同じことをやっておるわけですね。もともと水道というのは、下水道もそうなんですが、外郭団体があって、そこが設計単価とかを決める。だから、今の社屋、もとは弥富にあった、あそこへ持っていくときも私もちょっとかかわったんですが、今の大体1.2倍ぐらいが標準的な施設だといって南部企業団は提案してきたんです。私たちは、余りにも大き過ぎるということで20%ぐらいカットさせたんですが、それでも、うちの役所や関係市町村役場と比べたら、本当にゆったりした施設なんですよね。だから、考え方の基準がもう全然違うところから出発しておって、それに対して、実際には運営管理は関係市町村なんです、市町村長も企業長のときだけは経営者で、あとは一議員という関係でずうっとかかわってきて、こういう問題になかなかチェックが入らないと。今回は、市町村長は常時企業長か副企業長として経営にかかわるし、責任は、そうでなくても実際には市町村長と同じ責任を負わなきゃいかん仕組みになっておるんです。

この質問に当たって実は担当者とお話をしたんですが、実際には、うちも一応窓口はあっても、うちの役所としてこの問題をどのように見えるかなんていうことができるような担当職員はだれもないんですよね。これから市長が本当に名実ともに、ここの市長と同じような形で責任を果たしていくということを考えたら、私は、うちの役所の一部局の中に、きちんとかい問題を系統的にとらえて、市長にも提言できるような職員も育てていく機構も市の中にきちんと持っていくというふうにしないと、水道議員も2年ごとにかわっていくとか、これから副企業長として経営に参画することになるんですが、今までは企業長と南部企業団の職員だけで運営して、前の事務局長は贈収賄で逮捕される、今回は住民監査請求で告発されて、全国でも異例の、監査委員の皆さんが住民の訴えに道理があるということで決定をしたんですが、残念ながら、その監査委員の決定を支持するというのは、弥富の水道議員は多数にはなりましたが、全体では少数派になって退けられるということがあって、今裁判で争っておるような経緯もありますので、今できる改革を本当に地道に続けていくことと、かなめは、愛知県に地震防災対策のかなめの問題として、この100%切りかえの問題を御考慮いただく手だてをとることが、南部水道の水道料金を引き下げる大きなかぎになると思いますので、ぜひそのことも踏まえ、同時に職員の中にもこういう問題に精通する職員を置いて、市長を補佐するという仕組みも持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） るる三宮議員から御指導いただくわけでございますけれども、今後の

水道料金等、あるいは南部水道企業団という形での方向性というか、対応だというふうに思うわけでございますけれども、先ほど来、私も話をさせていただきましたように、料金の問題については、県との基本料金の契約の仕組みをどうしていくかということが、まず大きなポイントとして一つ上げられる。それから、給水収益が伸びないわけでございますので、今後においては、さまざまな形での建設事業があるわけでございますが、この収支バランスというものをしっかりとって、計画ということを少し先延ばしするぐらいの気持ちもあってもいいわけございまして、十分、石綿管の更新事業というのは持つわけでございますので、この建設事業における収支バランスをしっかりととっていかないと、投資規模でやられてしまうということがあると思います。そういったことをしっかりと見きわめていきたい、そんな思いでございます。

また、職員の問題につきましては、ぜひ私としても望むところでございますので、また議員の御指導等もいただきながら、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしては上水のみならず、下水道事業も始まってくるわけでございます。いろいろと水を使うということがこれからもあるわけでございますので、市民の皆様のお要望等も踏まえながらしっかりとやっていきたい。この5月から私も企業長という形で担当するところでございますので、また議員の皆様のお力添えもいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） ちょうど再開してから1時間になりますので、ここで暫時休憩をとりまして、3時15分に再開をさせていただきますので、よろしく願いします。

~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員。

12番（三宮十五郎君） 時間が迫っておりますので、基本的な点について、あとの問題を市長及び関係担当者にお尋ねいたします。

以前から税や料金の、実際の最低生活非課税の立場で減免が有効に機能できるようにという質問をしてまいりまして、新年度に向けて一定の改善を進められているようでございますが、特に小泉改革以来の年間13兆円にも上る税や社会保障の大改悪によりまして、先日も国会で我が党の小池参議院議員が明らかにいたしました。税や社会保険料の負担を除いた収入で言いますとOECDの中でも低い方ですが、そんなによそと差はないと。ところが、税と社会保障負担をした後の実際に使えるお金というのはOECDの中でもほとんど最低とい

う状態で、要するに貧困層として救済されなければならない人が社会全体の13.5%にも、日本社会の中で既に97年の時点でそういう状態になっているということが言われて、鳩山総理も、税と社会保障がむしろ貧困率を高くしている事実は認めなければいけない、解決に向けて努力する必要があると答弁せざるを得ませんでした。

さらに、おととしの年末から、これまで絶対に認めなかった、病気でもない、障害でもない、一定の勤労ができる世代に対しても、今の社会情勢のもとで仕事がない、収入がない、預貯金がないという状態で、とりあえず仕事を探す上でも生活保護が必要な人については、合理的な理由があれば申請すれば生活保護を認めるということがやられるようになってまいりました。

そうした中で、弥富市の税や料金の減免制度は、例えば市民税ですと世帯の年間所得が200万以下、1人だろうと5人で生活していようと全く関係ない仕組みがそのままにされるとか、国民健康保険税の減免でも、法定減免を除きますと所得33万以下の世帯に限るとか、実際には救済する条例ではなくて、いかに受けさせない範囲を広げるかというふうになっておりましたが、今回の改定で、こうした税や料金の改定については、最低生活非課税、要するにそういう状況に追い込まれた人たちが生活保護を申請すれば、生活保護を今は受給させるという仕組みに日本の社会の仕組みが変わってきておりますので、もともと税法も、国民健康保険税法やさまざまな料金体系の中にも市町村長が必要と認めたものという条項があって、必要なものは救済されるという仕組みが法制度上もありましたが、実際に今申し上げましたような貧困の実態が進行している中で、あるいはここ数日のいろんな報道を見ましても、正社員を採用しないという企業が大規模にふえて、本当に働き方や生活のめどが立たない人たちがふえ続けている中で、この問題は死活にかかわる問題、要するに自殺者が3万人台の半ばという状態が、あるいは3万人を超えた状態が十数年続くとか、行方不明者に至っては年間10万人を超えるというような状態が続いている。全く先進国として恥ずかしい事態の中で、市町村の責任を果たす上でも欠かせない問題であると思っておりますので、今どのような検討がされているのか、具体的な事例も示して簡単にお答えいただきたいと思っております。基本点で結構でございます。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それではお答えします。

議員御指摘のように、私どもも、現在の市民の皆様を取り巻く状況は非常に厳しい、経済や雇用の状況が大変厳しいものであるということは認識をいたしております。ただ、市政の各施策を進めるに当たりましては、やはり税の確保も大切なことと考えております。議員が御指摘されました点につきましては、特に市民の命を預かる私どもにとりまして大切な責務だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議員から御指摘がありましたように、現在までの減免規則におきましては、前年所得が200万の方が前年所得の2分の1に至った場合に、その住民税を減免するという規定になっておりますが、この部分について200万の規定だけでございましたので、世帯の状況によって単身者との公平さを図る必要があるということで、その部分について見直しを進めております。簡単に申し上げますと、地方税法の第295条の非課税の基準、いわゆる125万に対して、扶養家族が見える場合については、その扶養家族1人に対して加算をいたしまして、単身者との均衡を図る内容になっております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 時間もありませんので、あわせて質問いたしますが、国保などの法定減免以外の規定の中にあります世帯所得33万以下なんていうのは今回はどうなっておるか、具体的にお答えいただきたいと思います。

それと、滞納処分の停止というのが法律で決められておりまして、実際に最低生活、あるいは最低生活から1.2倍か1.3倍という枠内の人については、住んでいる家以外に差し押さえる財産がないとかいう状態、あるいは、その差し押さえを実行すればその人の生活を生活保護と同じぐらいにするような場合はやってはならんという決まりがありまして、その場合にはきちんと調査をして、滞納処分の停止を決定して本人に通知すると。そして、そういう事態が3年持続する場合には、その課税はなかったことにするというので、税にしても、さまざまな市町村が設定して、徴収する料金についてもそのような仕組みがありますが、弥富市は従来そうした滞納整理なんかでも、そういうことも含めたきちんとした聞き取りをやるとか対応するということはせずに、ずうっと残していくと。前回も私が相談に乗った方でも、80歳近いおばあさんが、がんで働けなくなった子供を自分が新聞配達をやって支えている。今はもう生活保護とほとんど変わらない程度の収入になっておりますが、以前に滞納があって、年に1回その徴収に来ると。500円でも1,000円でもいいから払ってくださいということで、この人の時効はずうっと停止して、何十万という税金が残っているような状態というのは、決して私は市として正しいやり方ではないと思いますので、滞納処分の停止についても、きちんと法律に基づいて実施をする。そして、そういう本当にぎりぎりのところで暮らしている人たちの負担を軽くしていくということをぜひ進めてほしいということでしたが、市としては具体的な基準を定めてやるというふうに話があったようでございますが、どのような形で準備しておられるか、お答えいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それでは、国保の方の対応について御説明申し上げます。

地方税法の改正によりまして、新年度につきましては、非自発的失業者に係る特例が国保

には設けられます。こういったものの対応は、まだ詳細な取り扱いについての文書が国から参っておりませんので、それが来てからこの条例改正という格好になるうかと思います。

それから、減免規定につきましては、国が今その検討に入っているということでした。21年度では各県1市町村ずつがそのモデル事業を実施、その結果に基づいて22年度からそれを実施するんだと。新しい物差しをつくるんだというようなことで、議会でも答弁させていただいておりましたが、そのモデル事業の実施が国の方でかなりおくれまして、愛知県でも昨年秋ぐらいから、愛知県では今は津島市ですが、津島市がモデル事業を実施し、その実施した内容の検討がそれ以後になりますので、ちょっとそれに伴う国の指針の発表はおくれるだろうという見込みであります。

あともう一つですが、一部負担金の減免の方では、愛知県の後期高齢者医療広域連合の方で一部負担金の減免に係る案を、ついこの間、私ども課長会のところで示されましたので、まだ詳細がそちらの方は決まっておりますが、広域連合の方では4月から実施したいというような意向を持っておりますので、それに沿ってある程度、私どもの今ある規則もそれに即応していかなければならないのかと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 収納課長。

収納課長（服部 誠君） 滞納処分停止の御質問ですが、納税者の方が税を納付できないさまざまな理由があり、個別的・具体的な事情によっては強制的な徴収をすることが適当でない場合もあります。御質問につきましては、国税徴収法及び地方税法の趣旨を十二分に考慮し、弥富市滞納処分停止取扱実施要領を定めました。また、総務委員会の方で御報告いたしますが、生活保護基準を参考に行っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解の方、お願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、保険課長の方から、後期高齢者の県の連合の方から一部負担金の対応が示されると。弥富もそれに沿ってというふうな、後期高齢は県の方ですから国保の方だと思いますが、もともとこの制度は、それぞれの法律の中にあったのは、残念ですが、まだそんなに窮迫していない状態の中で、中には窮迫した人たちもいたと思いますが、具体的に実行されずに来ておったのが、ここに来て、20代だろうと30代だろうと生活保護を適用しなければ、もう仕事を探すこともできないというような事態が発生している中で起こっている問題でありますし、また高齢者の中では、生活保護より低い収入しかない状態で、我慢に我慢を重ねて暮らしておって、民生委員の人たちが、せめてあの人たちのことだけは何とかかならんかということ私どもにも直接言ってくるような状態が散見されますので、ぜひこれは、もともとある法律を施行する問題として取り組んでいただくことを強く求めまして、あとは総務委員会やその他で具体的な問題をさせていただきますので、本日の質疑は

これで終了させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 次に中山金一議員、お願いします。

16番（中山金一君） 中山でございます。

通告に従って、3項目について質問いたします。

1点目の戸別所得補償制度については、1番目の質問者、渡邊議員から細部にわたって質問がありましたが、私も質問項目の中に入れてありましたので、重複するところがあるかと思いますが、違った角度からの答えがあれば、つけ加えてお答えをお願いいたします。

自公政権から民主党を中心とする民主・社会・国民新党による連立政権にかわり、農業政策も大きく転換されようとしています。農家の経営安定、自給率の向上、緑・水・環境など多目的機能の維持が政策目標で、2010年度は、米を対象とした戸別所得補償制度モデル事業が実施されます。国民の食生活が大きく変わる中、米余りとなっていますが、さらに最近の食料全般のデフレ傾向などもあり、米の生産者価格は、ここ10年で25%以上も下落しています。国民が安心して生活するには、現在の約41%の食料自給率の引き上げが必要です。そのための施策が求められています。水田は、山林などと同様に、治水対策としても大きな役割を担っています。日本経済を活性化するには農業政策が最重要課題と考えられます。国民からは食品の安心・安全が強く求められています。地産地消なども広まってきていますが、農家が農作物を安心してつくれる体制が必要です。水田利用の転作補償制度と戸別所得補償制度の違いはどうなっているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、中山議員の御質問にお答えさせていただきます。

制度の違いでございますが、まず最初に、水田利活用自給力向上事業におきましては、主食用米を作付しない水田を活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産を行う販売農家に対しまして、主食用米並みの所得を確保し得る水準の支援を国から直接支払うことにより実施されます。また、もう一つの事業でございますが、米の戸別所得補償モデル事業につきましては、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国から直接支払うものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） ありがとうございました。

次に、集落営農方式で戸別所得補償制度は受けられるのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 所得補償が受けられるかという御質問でございます

が、集落営農組織の規約及び代表者を定めていただきまして、米の生産・販売について共同販売經理をしている方につきまして対象となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） そうすると、集団でも全部この制度になるわけですかね。ほかの売り渡しと違う形式をとっておるところも。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 現在集団でやっておみえになりますブロック・ローテーション等を組んでみえる方についても、この補助金の対象となりますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） では、生産数量の目標をどのように決められているのか、これについてお伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 生産目標でございますが、平成22年産米の農業者別の生産数量目標の設定は、国から県へ、県から弥富市へということで配分をされておりました。弥富市におきましては6,072トン、面積換算いたしまして1,150ヘクタールが通知をされまして、弥富市地域水田農業推進協議会の方が農業者の水田面積割合に応じまして案分をしております。それにつきましては、米の生産目標面積でございますが、65%ということで配分をさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） この決め方に対しては弥富市内一律ということでもいいですか、集落関係なしに一律で。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 個人の配分になります。

16番（中山金一君） 次に、新規需要米で8万円の交付金を受けるにはについて、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 新規需要米の8万円の交付を受けるにはということでございますが、この新規需要米でございますが、米粉用米と飼料用米等がございます、これにつきましては実需者との出荷販売契約を取り交わすことが条件となっておりますので、この条件を満たせられれば対象となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） この制度については、なかなか個人で出荷する相手を決めるということは難しいと思います。JAとか市が中心になって農家の方の集約をしていただけたらと

思いますけれども、その点は。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） まず、実需者との契約でございますが、21年度の実績に基づきまして、愛知県で約2,000トンの受け入れが可能だというふうに聞いております。ただ、新規での加入となりますと相手先を探すということで、先ほど市とかＪＡとの協力ができないかということでございますが、現時点では個人で探していただくという方法しかございません。ただ、先ほど言いました2,000トンの去年作付をしてみえる方について優先をさせていただいておりますが、その残が弥富市にどれだけ受け入れ先があるかということについてはまだ未確定でございますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 次に、戸別所得補償制度交付金は課税対象になるのかについて、お伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 水田利活用自給力向上事業及び米の戸別所得補償モデル事業の交付金につきましては所得税の対象にはなると思われますが、まだ要綱・要領が定まっておりませんので、詳細についてはまだ決定しておりません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 所得税には当然なるかとも思いますけれども、こういう農業の苦しいときでございます。何とか税金も少しでも免除していただけないかなと思っておりましてけれども、これはやっぱり課税になるということですね。

次に、交付金を受けるための書類の審査なんかはどこで行われるのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 書類の審査でございますが、農業者より加入申請書等が地域水田農業推進協議会の方へ提出された段階でチェックをさせていただきまして、国、農政事務所でございますが、そちらの方で受け付け、審査、交付金の算定を行います。また、その後に、国、農政局でございますが、交付申請書類の再審査を行いまして交付金が支払われるということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） ありがとうございました。

今までの水田利用の転作補償制度とは、中央の情報を早く把握し、地域が優先的に予算を獲得してきました。その中で伸びる地域もあれば、ついていけない地域もありました。産地づくり交付金はその一例です。戸別所得補償制度は、過去の実績が御破算になり、よい悪い

はともかく、全国画一的に同じ水準で下支えが行われた上で競争ということになります。新規需要米で8万円の交付金を受けるのも一例です。予算の枠があると聞きましたが、やる気のある農家が育つ施策をしていただくよう、お願いいたします。

次に2点目ですが、弥富市幹線道路工事について。

鳩山政権の「コンクリートから人へ」の方針で、公共事業予算は大幅に削減されました。自治体に対する国庫補助金や県補助金が削減されるのは当然で、弥富市にも大きな影響があると思われます。現在、国会で2010年度予算案が衆議院を通り、参議院で審議がされています。地域の公共事業がどこまで進むかが決まる予算配分は、大きな関心があります。このたび民主党が各都道府県連に予算配分として箇所づけしたものが出回り、大問題となっていました。道路予算の陳情で、全国で608億円増しとなっていました。民主党本部が県連に示した仮配分枠は、愛知県で見ると、昨年の概算要求段階で示された額は291億円でした。1月に示された仮配分額は325億円となり、11.68%増加したことが新聞に掲載されていました。平成22年度、弥富市への国や県からの道路整備補助金はどのようになるのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、中山議員の補助金に対する御質問にお答えいたします。

平成22年度につきましては、国庫補助事業といたしまして、道路整備1路線と橋梁修繕整備計画を申請しております。また、県費補助事業といたしましては、道路整備2路線の補助金申請を行っております。国からは愛知県へ道路整備促進費といたしましては約815億円、前年度対比といたしましては87.4%でございます。県の市町村道路事業費補助金の予算といたしましては約11億円、前年度対比といたしましては80%でございますけれど、各市町村への補助金額につきましては、まだ確定がしていないとお伺いしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 約20%ほどの削減がされるというお答えでしたが、弥富市も道路はしっかりと整備をしていただかなければなりません。しっかりと要望していただいて、道路の進捗を図っていただくようお願いをいたします。

次に、弥富市内の幹線道路整備は何カ所で行われ、工事の進みぐあいはどうなっているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 現在、主要幹線道路整備といたしましては、広域幹線道路の名古屋第3環状線、鍋田ふ頭進入道路の2路線と、地域連携軸の道路といたしまし

ては、中央幹線、子宝愛西線、境政成新田蟹江線、広域農道の4路線、並びに市街地の骨格道路といたしましては、名古屋十四山線、弥富名古屋線、穂波通線、向陽通線の4路線で、合計10線が現在事業着手されております。その事業主体といたしましては、県が6路線、名港管理組合が1路線、市が3路線でございます。この路線の事業見通しといたしましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、国及び県の道路整備費が削減されておりますので、今後の事業期間に影響することから、最優先事業として関係機関に働きかけてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） ありがとうございます。

次に、国道155号線が今年の12月から南へ開通し、日光大橋西線とつながり、大変喜ばれています。十四山地区住民から、弥富市になって一番早くつくってほしいという声が出ている道路整備の一つが、名古屋十四山線と日光大橋西線の接続拡幅工事です。そのためには、住宅の立ち退き問題や地主の協力などが欠かせませんが、弥富市でやらなければならない仕事と、県にお願いしてやらなければならない仕事があると思いますが、どのような見通しで関係者と話し合いが行われているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の路線につきましては、愛知県において、鍋平4丁目から六條町の210メートル区間を平成23年度末の完成予定で現在整備を進めていただいております。現在の進捗状況といたしましては、平成20年度に道路設計及び用地測量に着手していただきました。本年度につきましては、物件調査と一部の用地買収が完了しております。引き続き、地権者の了解が得られるように、愛知県と協力してこの事業の早期完成を目指して行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） そうすると、平成23年度には完成して開通するというところでよろしいですか。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 予定はですけれど、多分おくれる見込みがありました。

16番（中山金一君） おくれないように、ひとつ努力していただくようお願いいたします。

次に、いつになったら開通できるのかとよく聞かれている箇所として、鍋田ふ頭から西尾張中央道への進入道路接続工事ですが、どのような計画で進められて、いつごろの開通見通しとなっているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の鍋田ふ頭進入道路につきましては、事業主体が名古屋港管理組合でございまして、延長2.3キロ、幅員25.6メートルの4車線の道路計画がされております。現在は、暫定2車線での供用開始を平成24年度末から平成25年度初めごろの予定で整備を行っておることをお聞きしております。また、完成の4車線化の供用開始につきましては、現段階の事業計画でありますので、まだ未定とお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 平成24年から25年の開通見通しということでございますが、コンテナ埠頭から楠1丁目の交差点に出てくるコンテナ車の渋滞が、いつも長い列をつくっております。このために西尾張中央道への接続が待たれておりますので、工事の促進ができることなら早めていただくようお願いをいたします。

次に3点目ですが、三ツ又池公園について。

三ツ又池公園が愛知県から弥富市へ移管され、約1年になります。時々三ツ又池公園を散策すると、平日の昼間に公園を利用する人はほとんど見かけることはありません。閑散とした状態であり、何とか人が集まる公園にしてほしいと思います。昨年秋には弥富市健康フェスタ2009で、ふるさと水郷ゾーンの拠点広場として多くの人に利用がされました。人と生物が地球の上で共存していくことについて話し合う生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催されます。三ツ又池公園が会場の一部になると聞いていますが、日程はいつですか。COP10の会場としてどのような計画がされているのか。また、地域の活性化につながっていくのかについて、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 三ツ又池公園でのCOP10の関係でございますが、現在、三ツ又池公園におきまして、記念植樹活動等を通しまして多様な生物との共生を市民の皆さん方と考えておるところでございまして、ただCOP10会場におきましては、また担当の方から御説明があるかと思いますが、三ツ又池公園としてはその計画しかございませんので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど三ツ又池公園でのお話がございましたが、環境サイドにおきましては、造園業界や、あるいはボランティアの協力によりまして行うものでございますが、本年、COP10の開催記念行事として、市町村植樹事業が計画されております。弥富市は、この事業に参加する計画を持っております。事業費といたしまして、県の森と緑づくり交付金を充当する予定でございます。植樹の場所につきましては、子どもの遊び場3カ所程度を考えており、現在、どのような木を植えたらよいのか、また何本植樹が可

能か、精査中でございます。いずれにいたしましても、市民に広く生物の多様性について考える有意義なものになるよう、期待をしているところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 三ツ又池公園でのC O P 10の計画とは違いますが、平成22年度当初予算で企画費に、C O P 10関連事業委託料としまして150万円を計上いたしました。これは、本年10月に開催されます、先ほど議員が申されました生物多様性条約第10回締約国会議（C O P 10）に向けまして、本市におきましても、地場産業であり特産品でもあります金魚の振興を図るため、金魚組合の協力を得まして、C O P 10の開催期間中に愛・地球博記念公園にて開催されます記念行事に参加し、具体的には、金魚すくいや金魚の展示により弥富の金魚をP Rしたいと考えております。また、7月中旬より9月上旬にかけて、本市の歴史民俗資料館にて計画をしております木曽川下流域の豊かな自然を紹介する企画展を開催し、木曽川下流域の果たす役割、アシ原とか干潟の役割でございますが、この関係とか、各地で問題となっています在来種の絶滅危惧、外来種による生態系への影響などの課題について取り上げる予定をしております。

なお、このC O P 10関連事業委託料につきましては、全額が財団法人愛知県市町村振興協会からの助成金を充当するということになっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） C O P 10について、P Rはあまり皆さんに知られていないようなところがありますので、このP Rについてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） この4月の広報に、シリーズ物でC O P 10の関連の記事を掲載するというので予定をしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 次に、三ツ又池公園の平成22年度の事業計画はつくられているのか、また年間の利用計画、人口利用度計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 年間の利用計画でございますが、三ツ又池公園での事業計画といたしましては、市民参加によります清掃活動、参加者としては約200名ほどを予定しております。また、21年度にも施行させていただきました芝桜の植樹祭と、先ほど環境課長の方から説明がございました、C O P 10開催を踏まえまして、環境活動の一環といたしまして合同植樹祭ということで、9月26日ごろに予定をしております。

それから、各種団体の利用計画ということでございまして、健康づくりフェスティバル、海部地区中学校駅伝大会、弥富市体育協会主催によります歩け歩け大会、弥富市体育協会主

催の市民ロードレース、高校でございますが、愛西学園杯長距離走大会ということで、これは21年度の名称でございますが、計画をさせていただいております。これにつきまして、各団体の方の利用計画ということになります、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 計画については、広報などしっかり載せていただいて、何月にどういう催しがあるとか、どういう傾向があるとか、いろいろきちんと知らせていただきたいと思います。

次に、現在、平島地区では防災公園の建設が進められています。白鳥地区でも防災公園の用地買収が進められると聞いていますが、十四山地区の防災公園として三ツ又池公園の利用はできないのか、防災公園の指定を受けるための条件はあるのか、指定を受けると維持管理費はどうか、国や県からの補助金はつかないのかについてお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 三ツ又池公園で防災公園ができないかという御質問でございますが、三ツ又池公園につきましては水環境事業で整備されたものでございますので、目的が違いますので、防災公園としての活用は現時点では考えておりません。ただ、宝川は主に排水用の河川でございます、流域内の排水の基幹的な役割を果たしてまいりましたが、地盤沈下等によりまして自然排水が不可能ということで、機械排水に頼る河川となりました。このような河川におきまして、遊水池ということで、流域内の湛水被害防止に重要な防災的な役割は担っております。ちなみに、福祉センターが隣にございますが、これが海拔マイナス0.4メートル、三ツ又池公園につきましては海拔マイナス1.0メートルということで確認をとっております。現在、三ツ又池公園の方が60センチほど低いので、防災公園としての活用は考えておりません。

それから、2番目の防災公園の指定を受けるための条件ということでございますが、これにつきましては、新規で当初の計画に防災公園という目的でされておる場合については対象になるかと思いますが、三ツ又につきましては計画変更になりますので、ございません。

それから、三つ目の維持管理費とか国の補助がございませんかということでございますが、当然、防災公園としての指定はございませんので、補助金等につきましてはございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 三ツ又池公園には莫大な管理費がかかると聞いておりますので、防災公園に指定が受けられれば、管理費の方で何とか補助が受けられないかということで質問いたしました、それはできないということがはっきりとしました。三ツ又池公園には今新しい植樹もされて、冬場は草の管理もきちんとされて、きれいな公園となっています。防災

公園として指定が受ければ、国や県からの助成は受けられないかと思って質問をしましたが、補助は受けられないということです。

2010年10月に開催がされますCOP10で、三ツ又池公園が国際的な催しの会場の一部に選ばれたことは、弥富市にとっても名誉なことだと思われま。この際、しっかりとPRをしていただき、一人でも多くの方が利用できるように努力をしていただくよう、要望しておきます。

最後に、私の質問の中からCOP10について、また市内の道路ネットワークについて、市長の見解をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 中山議員の御質問に対してお答え申し上げます。

弥富市の幹線道路の工事業でございますけれども、先ほど所管の方から話をさせていただいたとおりでございます。私どもとしては、政府の事業仕分け、あるいは公共事業等に対する見直し、削減というようなことがあるわけでございます。私ども県あるいは市町村とも、その影響というか、その流れをくまざるを得ないという状況でございます。今回、私ども道路建設を中心とした土木事業に対しては大幅に削減をさせていただかなきゃならないというような状況が、予算書の中でも昨年対比で見ただけというふうに思っております。国の方が8掛けになっておるわけでございます。当然私どもも、そのような状況にならざるを得ない。国とか県という形の中での事業計画があるわけでございます。私といたしましては、先ほど説明したそれぞれの路線につきましては大変重要な路線で、経済道路と同時に生活道路という形で、一刻も早く整備をしていきたいということはやまやまでございます。この平成22年で平島中区画整理事業がほぼ終わります。そうした中で、あそこの地域から1号線、あるいは十四山の方への道路というのは大変急いでいかなきゃいかんというふうに思っております。そういった意味におきましては、名古屋十四山線の道路であるとか、あるいは市道でございますけれども、都市計画道路である向陽通というようなところを最優先という形で頑張っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、狭隘道路につきましても、基幹道路とはちょっと異なるわけでございますけれども、狭隘道路も弥富市としては大変たくさんあるわけでございます。そういった形については優先順位を決めて、しっかりと計画的に進めていきたいと思っておりますので、関連として述べさせていただきます。

続いて、三ツ又池公園の問題でございますけれども、御承知のように、昨年の4月に県の方から管理運営を私ども弥富市が実際にやっていくということになりまして、その間、約1年になるわけでございますが、地域のボランティアの皆さん、あるいは弥富市の多くのボランティアの皆さんで一つ一つつくっていただきました。まさに手づくりという形で、こ

の整備を進めてきていただきました。大変感謝をするところでございます。また、先週においては、愛知県の造園協会の方からすばらしいしだれ桜を寄贈していただきました。ハンカチの木とあわせて、この春にはきれいな花を咲かせてくれるのではないかなあと考えているわけでございます。そのほか、これから1年にかけても、先ほども話がありましたように、いろんな形での植樹祭、あるいは私どものボランティアによります芝桜等も植えつけていきたいというふうに思っております。COP10そのものにつきます開催会場にはなっておりませんが、その関連として植樹祭をさせていただくと。あいち森と緑という形の中で環境整備をしていきたいというふうに思っております。そして、多くの市民の皆さんが一日も早く周知していただくと同時に、それはPRを私どもがしていかなきゃいかんわけでございますが、利用していただこうと思っております。

それと、来年のことを言うとなんですけれども、私どもは合併して来年が満5周年になるわけです。さまざまな計画をこの1年で、文化芸能、スポーツ、あるいはこういった公園等の利用計画というものを考えていきたいというふうに思っております。そして、市民の皆さんに親しんでいただけるような形で、この5周年企画の一つとして三ツ又池公園をしっかりと考えていきたいと思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、地域のボランティアの皆様、そして多くの弥富市民の皆様の御協力を今後ともお願いする次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

16番(中山金一君) ありがとうございます。質問を終わります。

議長(黒宮喜四美君) 市長から。

市長(服部彰文君) すみません、私の今の答弁の中で来年という話をしましたけれども、これは年度といたしますと23年度でございますので、お間違いのないようお願いいたします。少し修正をさせていただきます。

議長(黒宮喜四美君) 次に山本芳照議員、お願いします。

9番(山本芳照君) 9番 山本です。通告に従い、3点ほど質問をさせていただきます。

初めに、市民が安心して暮らせるまちづくりの一環としての水害防止の強化対策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

さきの議会でも質問させていただきましたように、弥富市を流れる川は、すべて排水機によって海に水が放出されています。この排水機場の管理は、ほとんど土地改良区の皆さんに委託をされて排水機の運転を行っているというふうに前回の議会の中で伺っていますが、昨年、市と、この運転管理者との連絡体制の不備から佐古木地区で水害が発生しましたが、今年度はこのような事態にならないために、どのように見直しをし、整備体制が徹底されたのか、お答えをお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今回の山本議員の御質問に解答をさせていただくわけですが、その前に、委託ということを質問の中でおっしゃいましたんですが、この点だけ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

県営でつくった排水機場につきましては、県から委譲を受けまして、各土地改良区の管理下にあると。ですから、弥富市内にあるポンプ場、排水機場については、ほとんどすべて県営でやっておりますので、各土地改良区が県から委譲を受けた中での管理運営ということでございますので、その点だけ一つ、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

さきのそういった浸水被害に対してでございますが、さきの全協の中で12月の進捗状況でもお話をさせていただきましたように、今現在そういった基礎調査的な計画策定の調査業務をやっております。それから、今回、補正予算を組ませていただいておりますが、その中の交付金を活用いたしまして、この秋口の台風までに整備ができるように、早急に事業に着手したい。これは、繰越明許の中でお話を先ほどもさせていただいたようなことでございますが、それに対応させていただきたいというふうに思っております。

それから今後の体制でございますが、今現在、県の方で日光川流域治水対策協議会があるわけでございますが、そこの中におきまして、出水期までに何とか日光川本川にかかわる関係流域市町村の排水調整の、一つ基本的なルールを再度定めるということで今動いております。それとあわせて、そういった内水のポンプ場、いわゆる土地改良区が持つポンプの占有、それから排水規則、そういったものもやる予定をしておりますので、これができ次第、また市民の皆さん方にも周知を図りたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 昨年の水害の関係について、何が原因であるような状態になったかわかりませんが、行政においても企業においても、報告・連絡・相談、俗に言う「ホウレンソウ」、この言葉は大変重要なことです。一人で判断したり、一人で決断したり、一人で行動するといったことを行いますと間違いを起こすものになりますので、お互いにこの連絡・報告・相談をきちっとやっていただいで、今後なお一層の協力体制の強化に努めていただきたいと思っておりますので、ぜひ水害に強いまちづくりに向けて、今後も一層の取り組み強化をお願いしておきます。

次に、市民が安心して通行できる、人に優しい道路の取り組みについてお伺いをいたします。

弥富市と十四山との合併協議会の中で、住む喜びを実感できる生活優先のまちとして、道路のネットワークの整備の項目課題で、県への事業の推進で、主要地方道路、一般県道子宝愛西線、歩道設置（又八地内）など、新市の基本計画の中に登載希望県事業一覧において取

り組むことになっていますが、合併から5年目を迎えていますけど、その後、この道路の取り組みについて、進捗状況についてお伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほどの質問の中で、県道子宝愛西線の路線のことでよろしいですかね。全体の路線について……。

9番（山本芳照君） とりあえず一般県道整備事業の中で子宝新田佐屋線というのが出ていますので、道路改修で。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） わかりました。

議員の御質問の県道子宝愛西線につきましては、非常に車の交通量も多く、通勤・通学路として多くの方に利用されている現状であります。しかしながら、歩道の未設置区間が現在340メートルありまして、このようなことから、現在、愛知県におきまして、交通安全事業として事業化させていただいております。それで、本年度につきましては、佐古木6丁目の54メートル区間でございますけれど、用地交渉を地権者に対してさせていただいております。それで、引き続き全地権者の了解が得られるように、愛知県と協力して未整備区間の整備に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） この県道子宝愛西線は、朝夕の交通渋滞は大変なものであります。ここを通学しています県立佐屋高校の生徒の皆さんは、歩道のない方の道路を車と並列して自転車で通学されています。見ていますと、いつ交通事故が起きてもおかしくないような状況です。ことしの2月に、自転車と小型トラックとの交通事故もこの又八地区内で発生しています。昨年6月には、歩道がありまして、一部さくのないところから白鳥小学校に通学している児童が水田に転落するという事故が発生しまして、これを目撃した地域の方が、あと50メートルほどさくがないんだけど、ここに早急にさくをつけてほしいと、こんな要請がありまして、市にお願いをいたしまして、昨年10月末に完成した経過があります。市民の皆さんは、この県道の両方に歩道があれば交通事故は防げたんじゃないかというふうに思っていますので、この現状を市としてどのように把握され、どのように考えているのか、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほどお答えしましたように、現在、歩道の未設置区間が約340メートルありますので、市といたしましても、やはり市民の安心・安全のまちづくりのためにも、一日も早く整備をしていただくように関係者に働きかけてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ一日も早く、歩道設置に向けて取り組みの強化をお願いしたいと思います。

また、佐古木地区から弥富北中学校へ自転車通学している生徒の皆さんの多くは、国道1号線を通学路として学校に通っています。昨年の1月ごろ、生徒が通う国道1号線の歩道上で、弥富市民による交通事故が発生いたしました。事故に遭われた方は、1年余りの入院生活中に、治療のかいもなく、お亡くなりになりました。交通事故は、どこで起きるか予測もできません。事故が起きないようにいろいろ策が講じられていますが、残念ながら事故がなくならないのが実態であります。先ほど申し上げましたように、合併協議会の中で、主要地方道路の一つとして弥富名古屋線も取り組むことになっています。例えばこの弥富名古屋線が先ほど申し上げました県道子宝愛西線につながっていれば、北中へ通う子供さんたちも、この道路を使って北中学校へ通学できるようになると思います。また、この道路には消防署も設置されています。緊急時、例えば救急車・消防車が、この白鳥学区地内に起こってはならない火災とか事故が発生した場合、この道路を使って短時間でそれぞれの地区内に到着ができる。道路ができれば利便性が高くなりますので、この県道弥富名古屋線の今後の見通しについて、どのような状況になっているのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 議員の県道弥富名古屋線の御質問でございますが、県道子宝愛西線との交差点の取りつけ部分に対しまして、公安委員会から規制がかかることは間違いありません。それに基づいて現市道の取りつけ及び迂回道路の拡幅を、本年度、地区と関係者にお話しさせていただきました。それで、県の現段階におきましては、まだ予算が確定してございませんけれど、平成22年度につきましては、物件調査及び用地買収を行うとともに、市江川の橋梁の設計を考えていきたいと伺っております。また、この本路線につきましては、弥富、愛西、蟹江をまたがって通る路線でございますので、2市1町による建設促進期成同盟会がありまして、その同盟会より関係機関に対しまして、建設の促進のための要望を毎年行っておることをつけ加えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） いずれにしても、この道路は子供たちが通学等々に使う部分もありますので、教育委員会として、この道路の現状について今どのような考え方を持っているのか、ぜひ一緒に土木の皆さんと県に対する要請も行っていただきたいと思いますので、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 土木サイドとよく調整・協議して、県の方と調整をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ子供たちが安全に学校に通学できるよう、今後なお一層の御努力をお願いいたします。

次に、市民が安心して住めるまちづくりについて、お伺いいたします。犯罪被害者への心のケアについて、行政としてどのようなフォローを考えているのか、お尋ねをいたします。

先月、起きてはならない傷害事件が佐古木地内で発生をいたしました。被害に遭われた方は食料品店の店主の奥さんで、45歳の方です。頭や顔や腰を容疑者が持っていた木の棒で殴られ、全治2週間の打撲を負わされたということです。被害に遭われた奥さんは恐怖におののいていまして、夜一人になると、ひとりで涙が出てきてとまらない。会話をしている相手も容疑者のように見えて、話の内容も大変とげとげしいものになってしまう、こんな状況に追い込まれていました。私自身、被害に遭われた方の話を聞くのが初めての経験でありましたので、市役所、社会福祉協議会、蟹江警察にも相談をさせていただきまして、その後、関係者の皆さんが被害に遭われたお宅に訪問されまして、一定のフォローをしてくださいましたので、被害に遭われた方が今日現在、昔の自分に戻りつつあるような状況になってきたかなあというふうに思いました。

こういった傷害事件がたまたま新聞報道されて我々も知ったわけではありますが、もしこれが新聞報道されなければ、何も知らないで終わっていたかもしれません。いつ、どこで、だれが犯罪被害者になるかもしれません。被害に遭われた方の救済について、関係機関の手続も大変煩雑であるので、市側としての取り組みはどのようなものなのか、取り組みを支援する側に立って救済方法についてどんな考え方を持っているのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

被害に遭われた方や、その御家族の方が、直接の被害だけでなく、その後生じるさまざまな問題に苦しめられることがあります。議員言われるとおり、その中でも深刻なものとして精神的被害があります。事件の衝撃により、しばらくの間、ショック状態が続くことがあります。体にも心にも変調を来すことが多いようです。犯罪の被害に遭われた方、その御家族の方のさまざまな問題や悩みを少しでも和らげるために、愛知県津島保健所こころの健康推進グループにおけるメンタルヘルス相談や、愛知県警察においてハートフルライン、犯罪被害者のためのこころの悩み相談が開設されていますので、相談があれば案内をさせていただいております。まずは公の施設での相談をいただき、必要に応じて適切な各分野の専門機関への紹介もいたしております。早く安心して暮らしていただけるようになっていただくため、一人で悩まず、気軽に御相談いただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 平成16年4月1日から、愛知県安全なまちづくり条例が決定をされております。この中で、県は、県民、事業者、ボランティア、並びに市町村と協働して安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものであるということで、それぞれ学校等、それから被害に遭われた皆さんに対する支援等々、事細かく条例がつくられておりますので、ぜひ関係機関とも十分連絡を密にしながら、市民が安心して生活できるまちづくりになお一層の御努力をお願いいたします。

今後、犯罪被害に遭われた方がいたという情報を得たならば、直ちに家庭訪問等していただき、被害者の救済はもとより、市民との情報の共有化について今後どのような取り組みをしようとしているのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 今後のことにつきましては、まず弥富市役所に御相談していただき、それなりの職員がおりますので、まず一次的には御本人さんに面談をして、あと相談をして、必要機関へ紹介するというような手だてになるかと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ被害に遭われた方の心のケア等を含めて、フォロー体制の強化をお願いいたします。

次に、市民が安心して避難できる各小学校単位の防災広場の早期の建設に向けて、今どのような状況になっているのか。さきの議会でも、白鳥小学校区の防災広場、国道1号線の北側、関西線の南側、おおむね5,000平米の広さを考えているという御回答をいただいておりますけど、再確認させていただきますが、今日の進捗状況についてどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） ただいま御質問ございました白鳥の防災広場につきましては、前から議会でも御答弁申し上げておりますとおり、国道1号線とJR関西線間の物件につきまして現在も交渉中でございます。平成22年度当初予算にも計上させていただいておりますが、この物件につきましては、4名の地権者がございます。それで、面積につきましては3,745平方メートルで、農地としまして、その物件につきまして4名の方に交渉中ございまして、先週末におきまして、一部の方と交渉をさせていただいておりましたが、一部の方におきましてまだ同意に至っておりませんので、今後も努力してまいりたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今お答えがありましたように、当初5,000平米ということでありまし

たけど、今のお答えは3,745というふうで、相当狭い面積になっていますけど、そのことに関してどのように考えておられるのか、お答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 昨年度から各学区に5,000平方メートル程度ということでございまして、4月から候補地を絞りまして、5,000平米を超えておるものもございました。そういった中でいろいろ交渉して、最終的に残ったものが、今の国道1号線からJR関西線の間での物件。この物件としてうちの幹部会に諮らせていただきまして、決定をして、交渉しておる状況でございます。5,000平方メートルが違うじゃないかということにつきましては、今後、造成計画また防災広場の計画の中におきましても、面積に見合うべき施設として検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 利用する方してみれば、狭いより広い方がいいに決まっていますので、ぜひ当初の広さを確保するために、なお一層の御努力をお願いいたします。

次に、平成21年度補正予算の佐古木駅の駅前整備事業についてお伺いをいたします。

この佐古木駅の駅前整備事業が、現在、放置自転車問題の改善とか佐古木駅のトイレの改修等々、いろいろ意見、問題点を出されております。この佐古木駅を利用する利用者からは、近鉄弥富駅はエレベーター、エスカレーターが設置されて人に優しい駅だけど、佐古木駅は、階段を下ってまた上って、人に優しい駅じゃないというふうに言われています。せめてエスカレーターぐらいの設置はしてほしいとの要望も聞いています。佐古木駅には駅の入り口北側、南側に、上りホーム、下りホームに上がるようにスロープの通路が設けてあります。このスロープの通路を利用するとき、扉にかぎがかかっておりまして、自由に出入りはできません。このスロープを使うときには、小さな看板が掲示してありまして、次のように書かれています。「御用の方は箱の中のボタンを押してください」。箱の中にはインターホンが設置されています。このインターホンを押して駅員に連絡して、入り口とホーム上にある2カ所の扉のかぎを外していただいてホームに上がることとなります。このスロープを利用するお客さんは、駅の係員が扉をあけている間に、一度階段をおりて、券売機で切符を買って、また上ってきて、このスロープを使うということです。ある意味では大変使いにくい、利用しにくい、大変不便なスロープであるのが現状です。

私は思うんですけど、このスロープの通路に自動改札機とか券売機が設置されるなら、お年寄りの方でもインターホンを押して扉をあけてもらうことなく、楽にスロープを使って駅のホームに上がれるということが可能になりますので、一度、近畿日本鉄道と弥富市の間で話し合いをしていただき、駅前整備の一環の事業としてぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけど、市の考え方をお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） では、お答えします。

近鉄佐古木駅につきましては、平成3年の地下の駅舎化工事にあわせまして、駅北口及び駅南口広場が整備されております。現在の佐古木駅は、自転車や自動車等で鉄道に乗り継ぐパーク・アンド・ライド駅となっております。また、弥富市地域公共交通総合連携計画では、佐古木駅を乗り継ぎ拠点としまして地域との連携を図るといふふうにされています。佐古木駅前整備につきましては、3月議会の補正予算に関連予算を計上しているところでございまして、内容としましては、公衆トイレの設置と乗り継ぎ拠点としての利用ができる南口広場の基本計画の策定及び優先事業と考えております調査・設計を実施したいと考えております。また、平成22年度中のトイレの利用開始ができるように、工事の方を進めていきたいという予定になっております。

それと、今議員のおっしゃれましたように、佐古木駅のバリアフリーということでございますけれども、鉄道駅は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づきまして、その基本方針では、1日当たりの平均的な利用者数が約5,000人を超える鉄道駅においては、平成22年までに原則としてすべての鉄道駅についてエレベーター等の設置、要は段差解消を初めとするバリアフリー化を実施するようにされております。これに基づきまして、弥富駅の方は今年度、エレベーターの設置とか警告・誘導ブロック等、今整備を進めている段階でございまして、御質問の佐古木駅につきましては、1日当たりの平均的な利用者数、これは平成20年度の数字なんですけれども、約3,200名ということで、バリアフリー法に基づく整備を促進する駅というのには該当しておりませんが、佐古木駅というのは地下駅舎という特殊な駅になっておりますので、高齢者、障害者等の円滑な移動及び駅舎等の施設の円滑な利用が確保できるように、今後、近鉄と協議しながら、駅前整備にあわせて事業を進めていければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） とにかく人に優しい駅づくりを近畿日本鉄道に行っていただくよう、乗客数の関係もあろうかと思えますけど、ぜひ人が喜ぶ駅づくりに御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、ことしの6月から実施されますコミュニティーバスの運行について、お伺いをいたします。

さきの全員協議会の中で伊藤議員の方から質問がありました、佐古木駅を通る県道子宝愛西線は、朝夕の交通渋滞が大変ひどいわけでありまして、果たして時刻表どおりに運行できるのか心配している一人ではありますが、市は、この渋滞の状況を見て、どのようにこのバスの

運行を考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 御指摘ございました佐古木駅を通ります県道子宝愛西線につきましては、朝夕非常に渋滞が発生してあるということは確認しております。この渋滞の程度につきましては、その日によって多少異なることがあろうかと思いますが、ことしの2月15日に地域公共交通活性化協議会でもお話をさせていただいたわけですが、その前にバスでのテスト運行を実施しております。そういった渋滞を見越したダイヤ設計により、実態に即した運行に今後努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そうしますと、今の予定では、この渋滞時間帯を除いたバスの運行ダイヤが設定されるというふうに理解してよいのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 渋滞を見越したダイヤ改正ということで、朝夕につきましては急行便、昼間に関しましては通常のルートということで、渋滞を見越した時間のダイヤということで、運行を見合わすということではございません。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） せっかく公共交通バスを運行する以上、多くの利用者の皆さんに活用していただきたいのが本音でありますので、ぜひこういったことも視野に入れながら、お客さんが喜ぶダイヤ設定と、極力渋滞を避けるコースの選定をお願いしたいと思います。

平成21年度、巡回福祉バスに使ったお金は4,761万円、1ヵ月約396万円です。今年度予算の中で、公共バスとして1億3,000万の予算が見込まれていますが、バスの改造、またバスの買いかえ等々が含まれておりますけど、公共バスにかかる1ヵ月の経費はどのぐらい見積もっているのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 1ヵ月当たりのバスの経費ということでございますが、予算としまして、今年度、地域公共交通活性化協議会の方へ負担金としまして1億3,000万円、それを1ヵ月当たりしますと約1,000万円でございます。これにつきまして、新規のバス停の設置費用等も含まれておりまして、2台の新車購入と3台のきんちゃんバスの改造費、また人件費、車両関係費、これにつきましては燃料、保険、車両修繕、税金等でございますが、そういったすべての費用でございます。

巡回福祉バスとコミュニティーバスの比較につきましては一概にできませんが、巡回福祉バスにつきましては4両で火曜日から土曜日の運行であったということと、コミバスにつきましては5両365日運行ということと、時間につきましても、かなり時間が幅広くとってご

ざいますので、今の巡回福祉バスとそういった金額差が生じると考えられます。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で多くの市民の皆様にご利用いただけるようPRし、議員のおっしゃるように、今後、実証運行の中でも調査・研究・精査をしてみたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 6月から公共バスとして運行されますので、受益者負担として200円のバス料金をいただくわけでありまして、75歳以上の方については無料ということで運行されるわけでありまして、この料金をいただくわけでありまして。そうしますと、乗車人数とバス料金との食い違いは発生しないのか、ちょっと心配をいたします。

というのは、昨年、起こってはならない事件が名古屋市の交通局で起こっています。いわゆる運転手によるつり銭詐欺。こんなことが新聞紙上ににぎわしていたわけでありまして、お金を取り扱う以上、収入管理はどのように行おうとしているのか。また、75歳以上の方について、例えば写真入りの無料パス券を発行するのか、二つあわせて御回答をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘のバス料金の現金の食い違いがということでございますが、当然、協議会の方からバス事業者に委託するわけでございますが、バス事業者の方にも確認したところ、運賃箱には施錠がしてあるということと、運転手については絶対さわれないようになっておると。また、社内におきましても不正をさせない教育の徹底を図っておって、仮にそうした不正が発覚した場合には、交通違反や交通事故の罰則よりも重い処分があるということでございます、懲戒処分等でございますが。

また、今の乗車人員と現金の差におきましては、現実にお客様の瑕疵によるものがあるということで、食い違いがあるということは聞いております。これは、仮にお客様が200円のところを100円と1円玉を入れたというようなことで、1円玉が入っておることがあるということは聞いております。

次に、75歳以上の方の写真入りの無料パスポートということでございますが、写真入りにするかどうかはちょっとあれですが、75歳以上の方についてはパスポートの発行を考えております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） お金を取り扱うわけでありまして、お互い嫌な思いをしなくてもいいように、ぜひこの収入管理の関係について、十分管理の徹底をお願いしたいと思います。

また、回数券等々どんなところで市は販売をしようとしているのか、考え方をお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 回数券の発行につきましては、まだその時点まで協議会の方で決定しておりませんので、決定されました段階でまた連絡をさせていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 少しでも市民の皆さんに利用していただくため、回数券等も買いやすい場所の設定も必要ではないかと考えておりますので、ぜひ市民が利用しやすい回数券の発売所を考えていただきたいと思います。

今日まで巡回福祉バスとして運行されてきたバスが、6月からは公共バスとして走るわけです。無料から有料になるわけであります。公共バスだから赤字は当たり前発想では困ります。市の財政に悪影響を与えることとなりますので、ぜひきめ細かい対策と検討を絶えず実施していただいて、黒字化に向けての御努力をお願いしたいと思います。また、ダイヤ等についても、6月からバスが運行されるわけでありますが、走ってみて半年ぐらいたてば市民の皆さんからいろんな意見が出されてくるというふうに思いますので、ぜひこういったダイヤの関係についても、いろんな意見が出てきたら、なるべく短い時間の中で変更することも考慮に入れながら、今後、市民が利用しやすいバス運営に努力されることをお願いして、私の発言を終わります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 以上をもちまして本日の会議を終了し、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時57分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 渡 邊 昶

